

第3期大紀町 子ども・子育て支援事業計画



令和7年3月
三重県 大紀町

目 次

第1章 計画の策定にあたって.....	1
1 計画策定の趣旨.....	1
2 計画の位置づけ.....	2
3 計画の期間.....	2
4 計画の策定体制.....	2
第2章 大紀町の子どもと子育て家庭を取り巻く現況.....	3
1 人口の状況.....	3
2 就業の状況.....	10
3 子どもの貧困の状況.....	11
4 大紀町の子どもと保育園の概況.....	12
5 大紀町における主な子育て支援の取組み.....	13
6 ニーズ調査結果の概要.....	17
第3章 計画の基本的な考え方.....	35
1 基本理念.....	35
2 基本目標.....	36
3 計画の体系図.....	38
第4章 施策の展開.....	39
基本目標1 子育てを地域で支えるまちづくり.....	39
基本目標2 妊娠から子育てまで切れ目なく支える環境づくり.....	45
基本目標3 仕事と子育ての両立支援.....	47
基本目標4 子どもが健やかに成長する教育・地域活動.....	50
基本目標5 子育てしやすい地域づくり.....	54
第5章 事業量の見込みと確保方策.....	57
1 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域の設定.....	57
2 教育・保育施設の量の見込みと確保の方策.....	58
3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の方策.....	63
第6章 総合的な子どもの放課後対策の推進.....	78
1 放課後対策の目標事業量及び取組み方針.....	78
2 放課後対策の推進体制.....	79
第7章 計画の推進にあたって.....	80
1 教育・保育の一体的提供と教育・保育の連携推進.....	80
2 子ども環境を取り巻く国際化への対応.....	80
3 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施.....	81
4 計画の推進体制.....	81
5 計画の進行管理.....	81
参考資料.....	82
1 大紀町子ども・子育て会議設置要綱.....	82
2 令和6年度 大紀町子ども・子育て会議委員名簿.....	83
3 大紀町子ども・子育て支援事業計画 策定経過.....	84
4 用語解説.....	85

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

我が国では、子育てしやすい環境を地域や社会全体で支援し、構築することを目的として平成 24 年8月に「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正法」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」等の子ども・子育て関連3法が制定され、これらの法律に基づき、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進していく「子ども・子育て支援新制度」が平成 27 年4月から施行されました。この新制度施行に伴い、市町村においては、幼児期の教育・保育の量的・質的確保及び地域における子育て支援の充実を図るために、「子ども・子育て支援事業計画」を策定し、各施策を進めてきました。

その後、国では令和 5 年 4 月に「こども基本法」が施行され、令和 5 年 12 月にはこども政策を総合的に推進するため、政府全体のこども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」が閣議決定され、「こどもまんなか社会」の実現を目指しています。

本町においては、『“子どもは町の宝” ～子どもを安心して産み育てられるまち 大紀町～』の基本理念のもと、平成 27 年に「第1期大紀町子ども・子育て支援事業計画」（平成 27 年度～令和元年度）、令和2年に「第2期大紀町子ども・子育て支援事業計画」（令和2年度～令和6年度）を策定し、総合的な子ども・子育て支援を進めてきました。

このたび「第2期大紀町子ども・子育て支援事業計画」が令和6年度末に終了することから、本町の実情を踏まえ、こども施策を総合的かつ強力に推進するため、「第3期大紀町子ども・子育て支援事業計画」（以下「本計画」という。）を策定し、引き続き、きめ細かい・切れ目のない子ども・子育て支援環境の充実に取り組んでいきます。

2 計画の位置づけ

本計画は、「子ども・子育て支援法」第 61 条第 1 項に基づき、国の定める基本指針を踏まえた計画となっています。次世代育成支援行動計画については、義務策定から任意策定に変更されていますが、本町が推進する子育て支援施策の方向性や目標を総合的に定める観点から、これまで取組みを進めてきた「大紀町次世代育成支援行動計画」を引き継ぐ計画と位置づけます。また、「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に基づき、子どもの将来がその生まれ育った家庭の経済社会状況によって左右されず、未来に希望を持ち健やかに育成される環境を整備するために、子どもの貧困対策の推進について新たに計画に盛り込みます。

さらに、本町の最上位計画である「大紀町総合計画」及びその他関連計画との調和と整合性を図り策定するものです。

3 計画の期間

本計画の期間は、令和 7 年度から令和 11 年度までの 5 か年とします。また、本計画の推進にあたっては計画の実施状況を把握・点検するとともに、計画中であっても、社会・経済・情勢の変化や本町の子どもと子育てを取り巻く状況、地域の保育ニーズ等の変化により必要が生じた場合は適宜、計画の見直しを行います。

令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
第 2 期大紀町子ども・子育て支援事業計画					第 3 期大紀町子ども・子育て支援事業計画				

4 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、子ども・子育て支援法第 77 条の規定に基づき設置している「大紀町子ども・子育て会議」で計画関連事項について審議を行いました。

また、子ども・子育て支援に関するニーズ調査を実施し、その結果について事業量算出の基礎とするなど、計画策定に反映しました。

さらに、本計画に対する町民の意見を広く募集するため、パブリックコメントを実施しました。

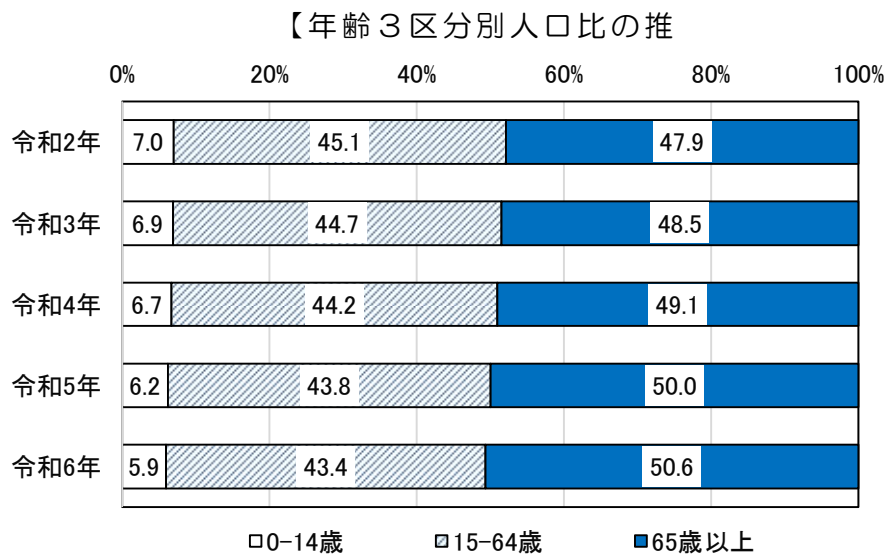
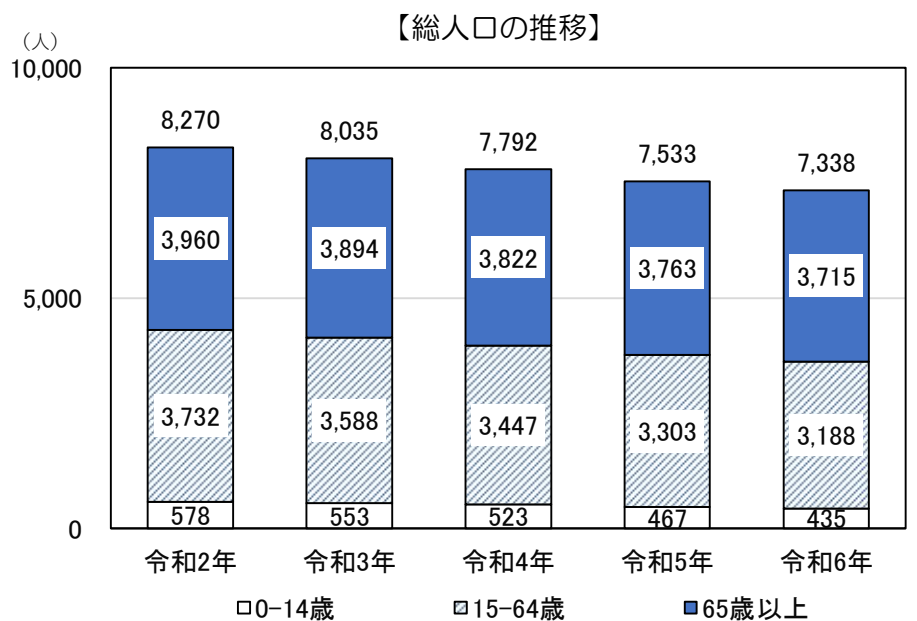
第2章 大紀町の子どもと子育て家庭を取り巻く現況

1 人口の状況

(1) 人口の推移

①総人口・年齢別人口比の推移

総人口の推移をみると年々減少しており、令和6年は7,338人となっています。また、年齢3区分別人口比の推移をみると、年少人口、生産年齢人口はともに徐々に減少しており、令和6年には年少人口は5.9%、生産年齢人口は43.4%となっています。一方、高齢化率は上昇し続けており、令和6年は50.6%と半数を超えています。

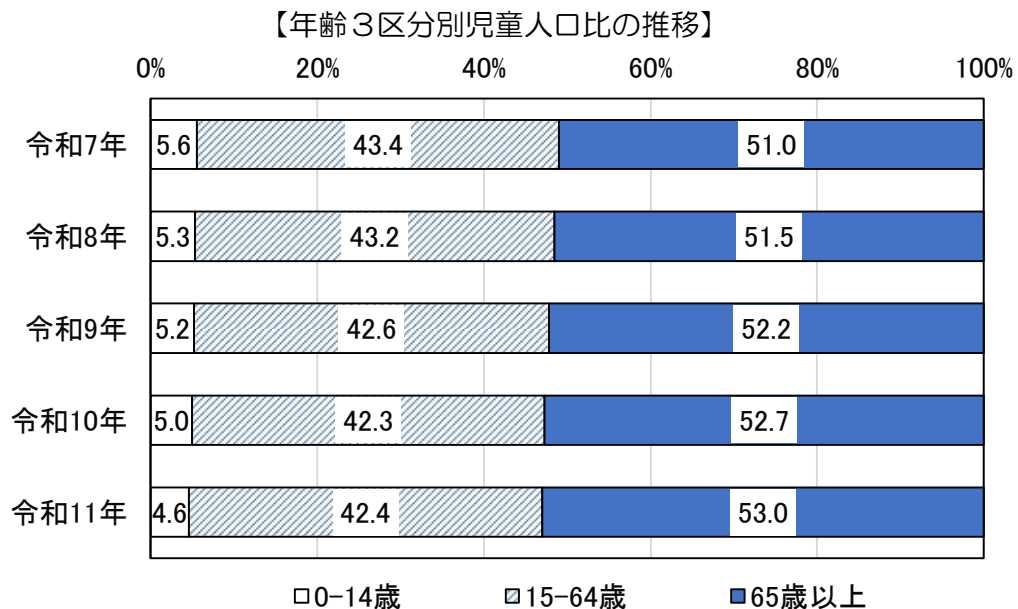
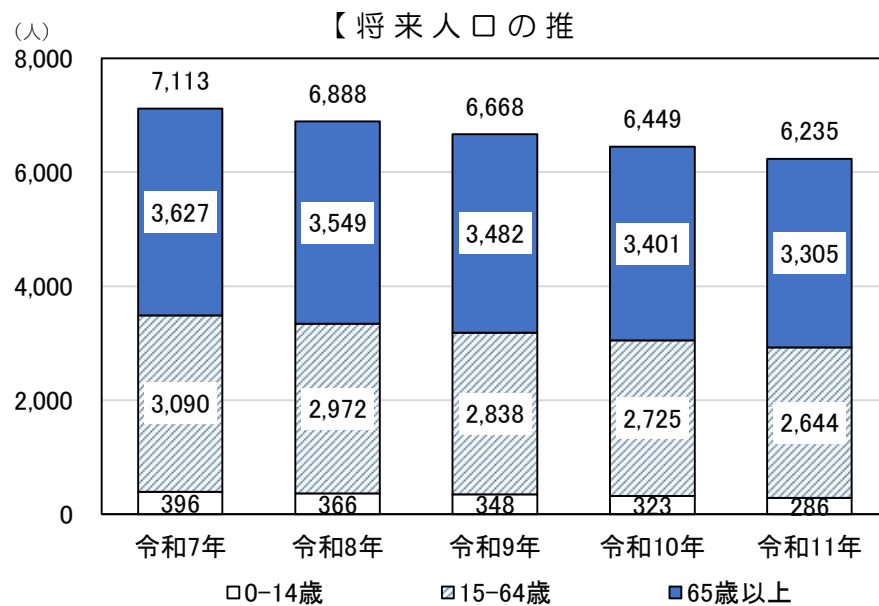


資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

②将来人口・年齢別人口比の推計

本町の人口推計によると、今後も人口は減少し続けるものと予測されており、令和11年は6,235人となっています。

年齢3区分別人口比の推計をみると、年少人口、生産年齢人口ともに減少すると予測されており、令和11年には年少人口が4.6%、生産年齢人口が42.4%と予測されています。一方、高齢化率は上昇し続け、令和11年は53.0%となる見通しとなっています。

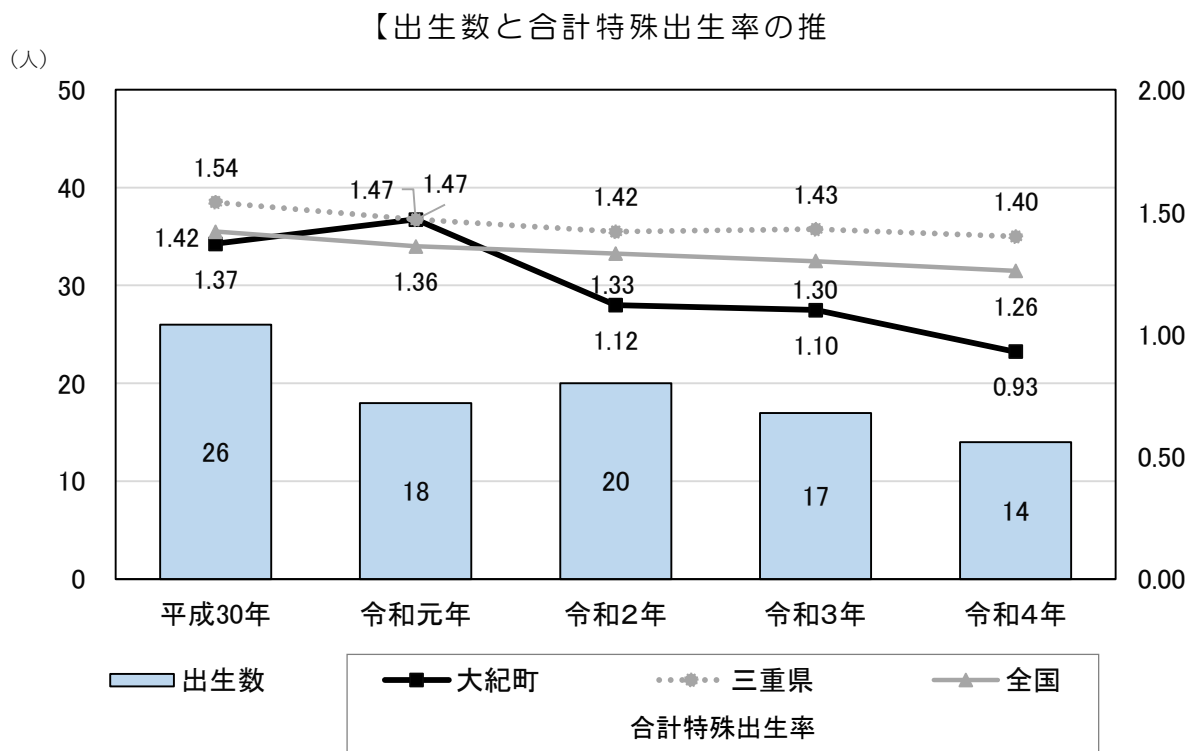


資料：住民基本台帳（各年4月1日）をもとにコーホート変化率法により推計

(2) 出生数と合計特殊出生率の推移

出生数は、平成30年から令和4年にかけて減少傾向で推移しており、令和4年の出生数は14人となっています。

また、1人の女性が一生のうちに産む子どもの数を示す合計特殊出生率は、令和4年では0.93となっており、国や県の値を大きく下回っています。



資料：みえの健康指標、全国、三重県は人口動態統計



(3) 世帯の動向

①一般世帯数と平均世帯員の推移

世帯数は、平成 22 年以降減少しており、令和 2 年は 3,391 世帯となっています。また、核家族世帯数は減少傾向にあるものの、親族世帯に占める割合は令和 2 年で 87.8%と上昇し続けています。

令和 2 年における母子世帯数は 42 世帯、父子世帯数は 6 世帯となっています。

【世帯数及び世帯類型の推移】

	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年
一般世帯数	3,897	3,677	3,391
親族世帯数	2,856	2,623	2,310
核家族世帯数	2,303	2,220	2,028
親族世帯に占める割合	80.6%	84.6%	87.8%
その他の親族世帯数	553	403	282
親族世帯に占める割合	19.4%	15.4%	12.2%
非親族世帯数	13	19	11
単独世帯数	1,023	1,033	1,070
(再掲) 母子世帯数	37	55	42
親族世帯に占める割合	1.3%	2.1%	1.8%
18 歳未満親族がいる母子世帯	34	51	41
親族世帯に占める割合	1.2%	1.9%	1.8%
(再掲) 父子世帯数	22	15	6
親族世帯に占める割合	0.8%	0.6%	0.3%
18 歳未満親族がいる父子世帯	19	15	5
親族世帯に占める割合	0.7%	0.6%	0.2%

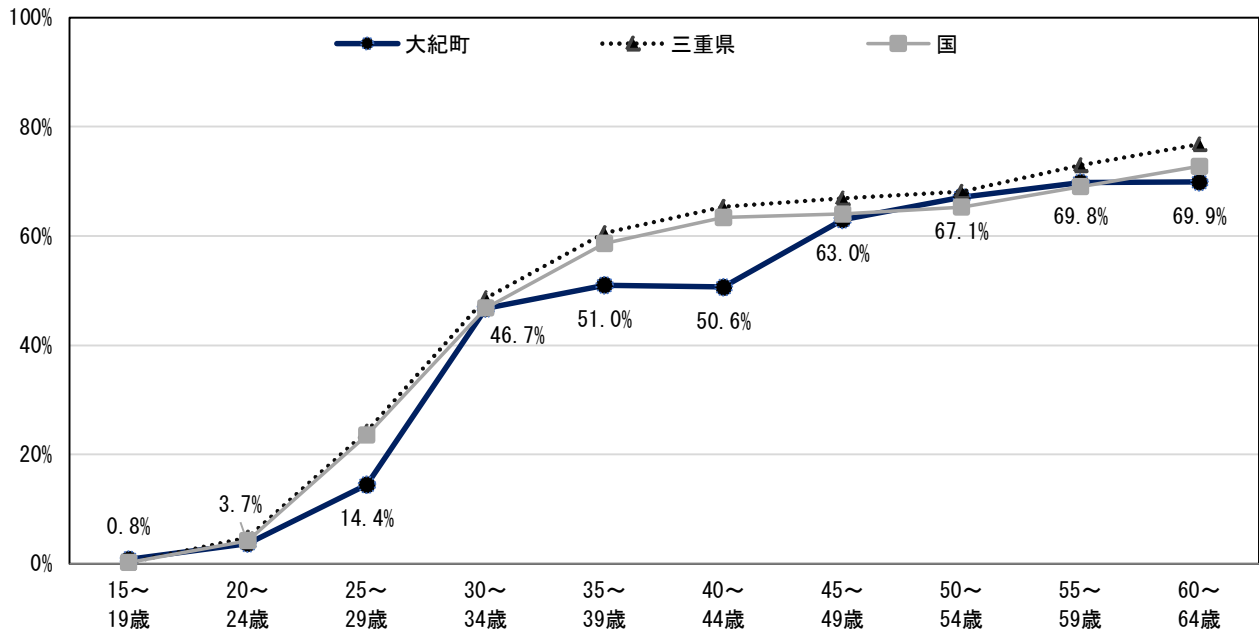
資料：国勢調査

(4) 有配偶率の推移

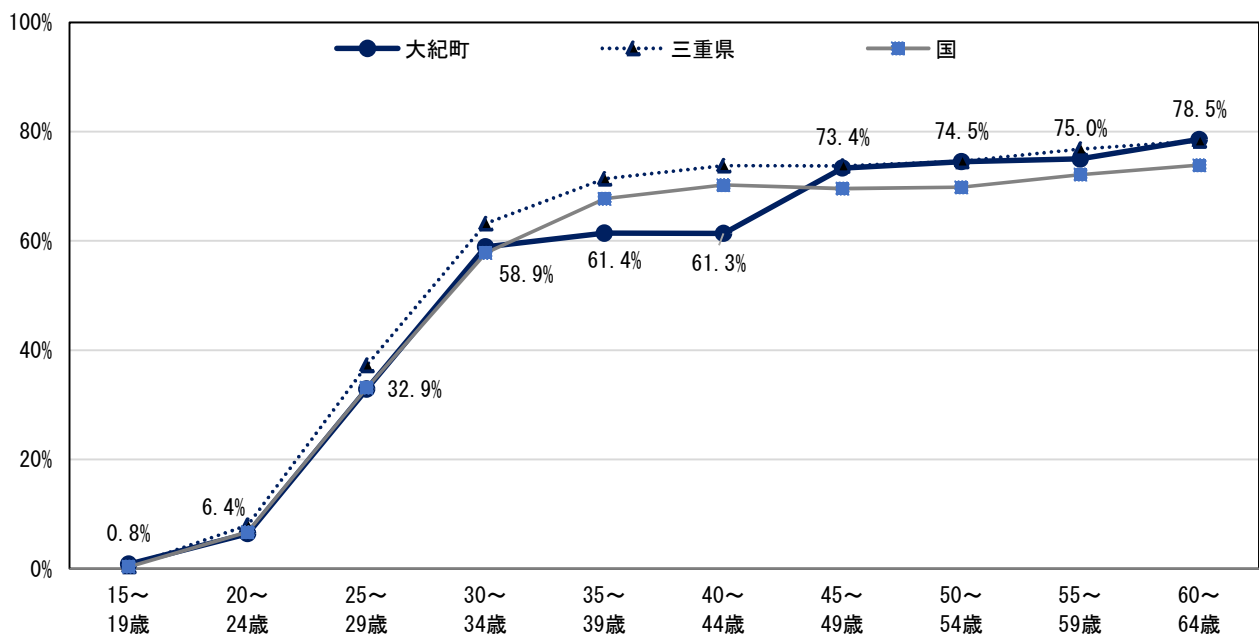
令和2年の男性の有配偶率は、25～29歳で14.4%、35～44歳で約半数と国及び県を大きく下回っています。

女性の有配偶率は、25～29歳で32.9%、30～44歳で6割前後に留まっています。20～44歳の各年代で国及び三重県の数値と同等もしくは下回っています。

【有配偶率の推移（男性）】



【有配偶率の推移（女性）】



資料：国勢調査（令和2）

(5) 子どもの人口の推移

①子どもの人口の推移

0～17 歳の子どもの人口は減少し続けており、令和 2 年の 765 人から令和 6 年には 599 人となっています。

【子どもの人口（0～17 歳）の推移】

	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
0 歳	15	20	13	16	11
1 歳	25	16	22	13	17
2 歳	23	26	14	20	14
3 歳	21	23	24	15	20
4 歳	42	21	24	22	16
5 歳	32	42	19	24	24
6 歳	47	33	43	19	26
7 歳	39	47	34	43	20
8 歳	34	39	48	34	41
9 歳	43	33	38	48	34
10 歳	51	42	33	36	48
11 歳	48	53	43	33	37
12 歳	66	48	53	43	31
13 歳	43	66	49	52	42
14 歳	49	44	66	49	54
15 歳	60	48	47	67	49
16 歳	62	58	48	47	67
17 歳	65	61	58	48	48
合計	765	720	676	629	599

資料：住民基本台帳（各年 4 月 1 日）

②子どもの人口の推計

住民基本台帳を基にしたコーホート変化率法による推計では、今後も子どもの人口は減少し続け、令和11年には405人と推計されます。

【子どもの人口（0～17歳）の推計】

	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0歳	14	13	12	11	11
1歳	12	15	14	13	12
2歳	16	11	14	13	12
3歳	14	16	11	14	13
4歳	20	14	16	11	14
5歳	16	20	14	16	11
6歳	25	17	21	15	17
7歳	27	26	17	21	15
8歳	20	26	25	17	21
9歳	41	20	26	25	17
10歳	33	40	19	26	25
11歳	49	34	41	20	26
12歳	36	48	33	40	19
13歳	31	36	47	33	40
14歳	43	31	36	48	33
15歳	56	44	32	37	49
16歳	49	56	44	32	37
17歳	67	49	56	44	32
合計	569	516	478	436	404

資料：住民基本台帳を基にしたコーホート変化率法による推計値

2 就業の状況

(1) 就業人口の動向

①産業人口の動向

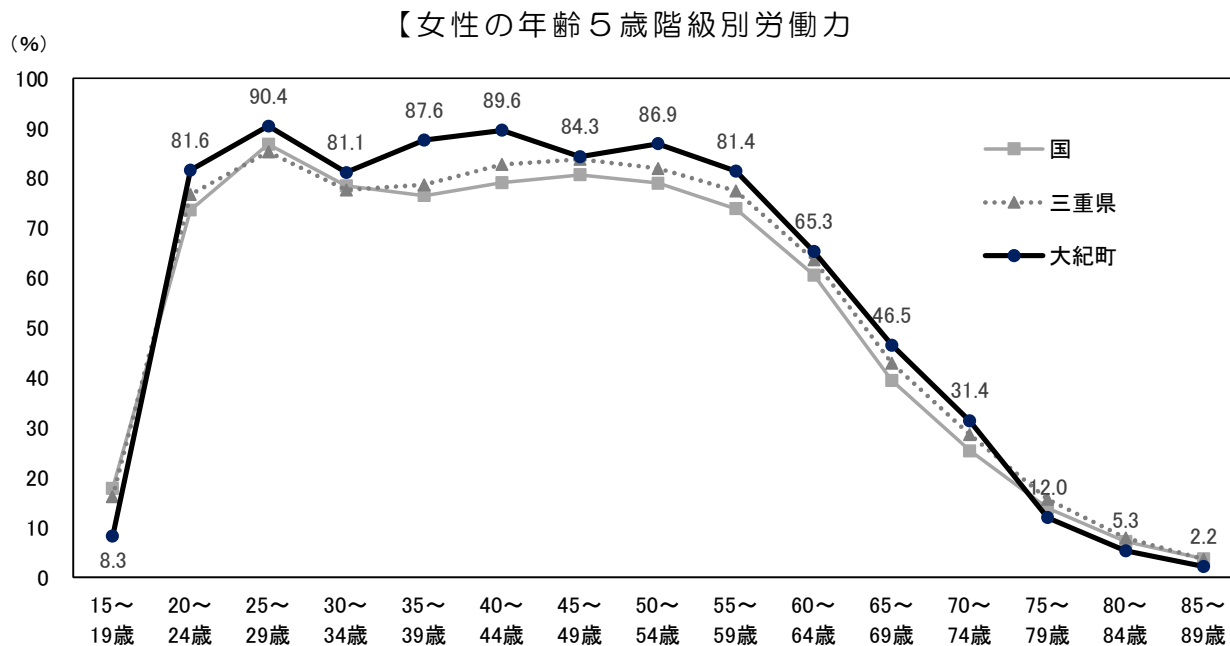
就業人口をみると、男女とも減少傾向にあり、令和2年では男性が 1,806 人、女性が 1,588 人となっています。産業分類別にみると、令和2年では男女とも第3次産業の就業割合が最も高くなっており、女性では7割を超えています。

	男性			女性		
	平成22年	平成27年	令和2年	平成22年	平成27年	令和2年
第1次産業 (%)	14.8	15.9	12.8	3.8	4.7	3.5
第2次産業 (%)	36.5	35.4	34.2	26.6	23.6	22.7
第3次産業 (%)	48.6	48.4	53.0	69.5	71.4	73.7
総数 (人)	2,352	2,170	1,806	1,931	1,848	1,588

資料：国勢調査

②女性の年齢別労働力率

5歳刻みの年齢別に女性の労働力率をみると、20～74歳で国や県を上回っており、本町の女性の労働力率は高くなっています。

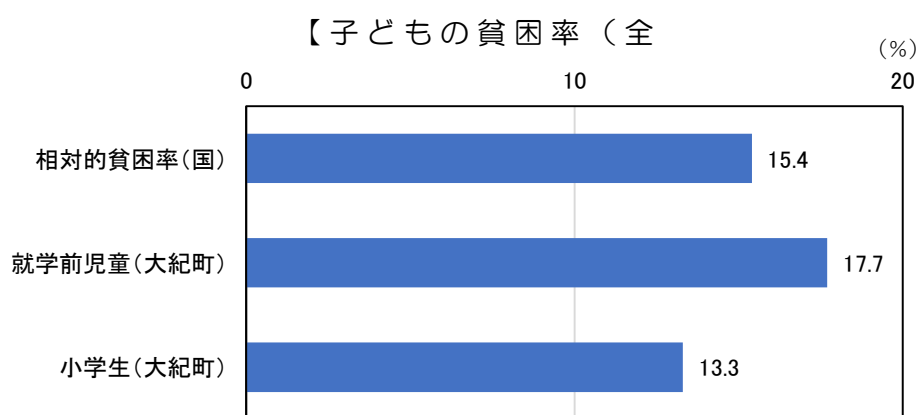


資料：国勢調査（令和2年）

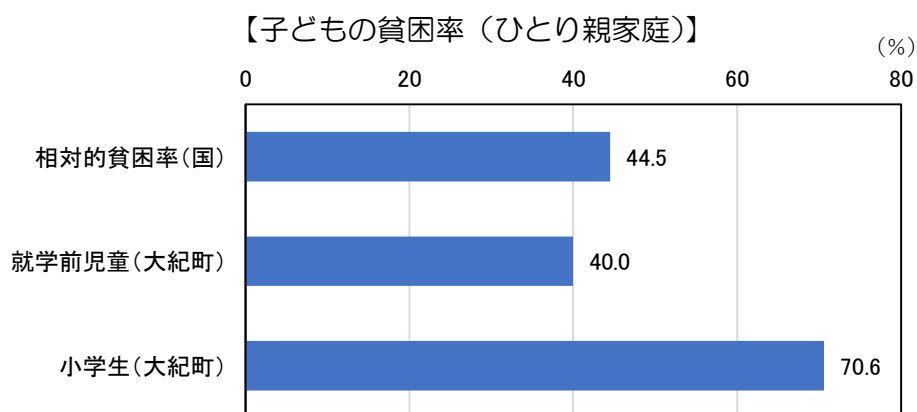
3 子どもの貧困の状況

本計画を策定するにあたり、町民の方の教育・保育・子育て支援に関する事業の利用状況や今後の利用希望等を把握するためのアンケート調査を実施し、回答者の「世帯」及び「経済状況」の設問から本町の子どもの貧困率を算出しています。

本町の子どもの貧困率は就学前児童で 17.7%、小学生で 13.3%となっています。一方、ひとり親家庭の貧困率は就学前児童で 40.0%、小学生で 70.6%と高いことから、特にひとり親家庭への支援が必要となっています。



資料：(国) 令和 4 年国民生活基礎調査 (大紀町) 令和6年度子育て支援に関するアンケート調



資料：(国) 令和 4 年国民生活基礎調査 (大紀町) 令和6年度子育て支援に関するアンケート調

※子どもの貧困率：世帯所得から一人ひとりの手取り収入を計算し、それを並べた時に真中となる人の額の半分、いわゆる「貧困線」に満たない子どもの割合をいいます。

4 大紀町の子どもと保育園の概況

(1) 就学前児童の状況

0歳児については、保育園等の施設に通わずに在宅で過ごしている児童が多くなっています。また、1～5歳児では公立保育園に通っている児童が多く、3歳児以上ではほとんどの児童が保育園に通っています。

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
公立保育園（人）	0	5	13	18	16	18	70
在宅等（人）	9	10	1	0	0	1	21
就学前児童数（人）	9	15	14	18	16	19	91

資料：住民基本台帳人口（令和6年12月1日現在）、保育所児童台帳（令和6年12月1日現在）

(2) 保育園の状況

保育園の状況については、公立保育園4か所で保育を実施しています。就学前児童数の減少に伴って、保育園児童数も減少傾向となっています。また、定員数に対する充足率は令和6年4月1日現在、37.3%となっています。

【町内保育園児童数の推移】

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0歳児	2	1	2	5	2
1歳児	14	9	16	10	11
2歳児	19	23	13	20	13
3歳児	21	23	24	14	20
4歳児	42	21	24	22	15
5歳児	31	42	19	24	23
合計	129	119	98	95	84
充足率	57.3%	52.9%	43.6%	42.2%	37.3%

資料：健康福祉課（各年度4月1日現在）

5 大紀町における主な子育て支援の取組み

本町における、地域子ども・子育て支援事業にかかる取組みの状況です。

（１）延長保育事業

午前7時から午前8時30分までを早朝保育、午後4時30分から午後7時までを延長保育とし、最大12時間開所しています。今後も、保育士の適正な配置の確保を図りながら、町内の公立保育園4か所で受け入れます。

（２）放課後児童クラブ（学童保育）

町内には現在、5か所の放課後児童クラブがあります。登録児童数は減少傾向で推移しており、令和6年には94人となっています。

【放課後児童クラブの登録児童数】

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
1年生	23	24	33	12	17
2年生	29	24	24	33	8
3年生	14	20	22	22	26
4年生	15	8	16	15	20
5年生	13	12	7	9	15
6年生	10	6	6	8	8
計	104	94	108	99	94

資料：健康福祉課

（３）子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の病気などのために一時的に児童養護施設などで預かるショートステイについては、現在は伊勢市の施設との協定により委託していますが、令和5年度の利用実績はありませんでした。家庭における子育てを支援するため、さらなる制度の周知を図ります。

(4) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

原則として生後4か月までのお子さんのいるすべての家庭を対象に、保健師が訪問しており、令和5年度の訪問件数は12件となっています。

【乳児家庭全戸訪問事業の訪問件

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
年間訪問乳児数 (人)	27	19	19	12

資料：健康福祉課

(5) 養育支援訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）で継続支援が必要と思われる家庭をはじめ、虐待の疑われる家庭やハイリスク家庭への保健師等による家庭訪問を実施しており、令和5年度の訪問数件数は1件です。

【養育支援訪問事業の実施状況】

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
年間訪問件数（件）	3	4	1	1

資料：健康福祉課

(6) 地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）

子育ての相談にのったり、保護者どうしが交流したりする子育て支援センターについては、町内2か所で開催しており、各種イベントや相談事業などをそれぞれ行っています。令和5年の利用者は1,642人となっています。

【地域子育て支援センター事業の実施状況】

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
年間延利用者数（人）	1,860	2,181	1,712	1,642

資料：健康福祉課

(7) 一時預かり事業

普段は家でみているお子さんを一時的に預かる一時預かり事業は、町内公立保育園4か所で実施していますが、令和5年度の利用は89人となっています。

【一時預かり事業の実施状況】

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
年間延利用者数 (延べ人数)	101	70	0	89

資料：健康福祉課

(8) 病児・病後児保育事業

病気の回復期にある子どもを預かる病児・病後児保育については、令和5年度の利用実績はありませんでした。

(9) ファミリー・サポート・センター事業

保育園や学校・放課後児童クラブなどへの送迎や一時的な預かり、買い物など外出の場合などの預かり、軽い病児・病後児及び緊急時の預かり、宿泊預かりなどのサービス提供を行っています。

サービスは、依頼会員と援助会員、両方を兼ねる会員の相互によって提供され、令和5年の会員数は合わせて11人となっていますが、サービスの利用はほとんどない状況となっており、利用促進を図るため積極的な周知活動を図ります。

【ファミリー・サポート・センター事業の実施状況】

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
年間延利用者数(人)	0	2	0	0

資料：健康福祉課

(10) 妊婦一般健康診査

妊婦一般健康診査では、妊娠中の健康診査にかかる費用を助成しています。対象者の減少に伴い、利用者数は減少傾向で推移しています。

【妊婦一般健康診査の利用者数】

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
妊娠届出数（人）	20	15	17	10
年間延利用回数（回）	244	199	185	142

資料：健康福祉課

(11) 母子保健事業

本町の母子保健事業の実施状況は下表のようになっています。

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
母子健康手帳交付	交付数（人）	16	20	15	17	10
4か月児健康診査	対象児数（人）	19	18	20	14	16
	受診児数（人）	19	18	20	14	16
	受診率（％）	100	100	100	100	100
10か月児健康診査	対象児数（人）	25	18	21	12	17
	受診児数（人）	23	17	21	12	15
	受診率（％）	92	94.4	100	100	88.2
1歳6か月児健康診査	対象児数（人）	25	17	16	20	19
	受診児数（人）	25	16	16	20	19
	受診率（％）	100	94.1	100	100	100
2歳6か月児 歯科健康診査	対象児数（人）	22	26	18	17	17
	受診児数（人）	22	21	15	16	16
	受診率（％）	100	80.8	83.3	94.1	94.1
3歳6か月児健康診査	対象児数（人）	42	22	27	16	15
	受診児数（人）	41	22	25	16	14
	受診率（％）	97.6	100	92.6	100	93.3
保健相談	延べ人数（人）	151	56	65	90	75

資料：母子保健報告、健康福祉課

6 ニーズ調査結果の概要

(1) 調査の概要

①調査目的

本調査は、町内に居住する就学前及び就学児童の保護者を対象として、アンケート調査を実施し、「第3期大紀町子ども・子育て支援事業計画」を策定するにあたり、町民の方の教育・保育・子育て支援に関する事業の利用状況や今後の利用希望等を把握するための基礎資料としました。

②調査対象

就学前児童（0～5歳 70人）

就学児童（小学生 150人）

③調査時期

令和6年9月

④調査方法

郵送による配布・回収（園・学校等からの配布分については園・学校等へ提出）

⑤回収結果

就学前児童

配布数	有効回答数	有効回答率
70	62	88.6%

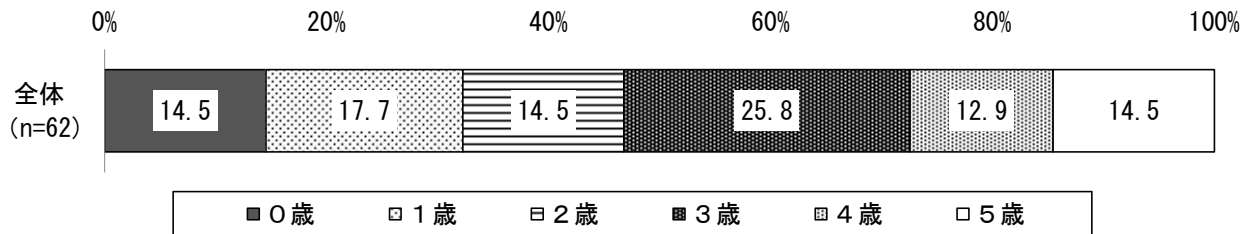
就学児童

配布数	有効回答数	有効回答率
150	135	90.0%

(2) 調査結果（就学前児童）

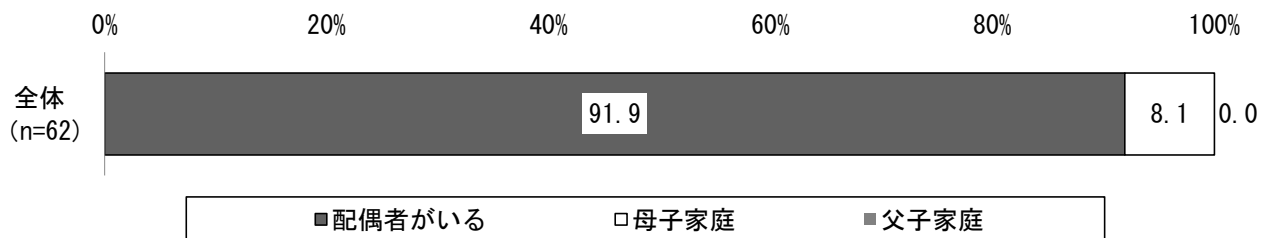
①お子さんの年齢

「3歳」の割合が 25.8%で最も高く、次いで「1歳」（17.7%）、「0歳」、「2歳」、「5歳」（14.5%）などの順となっています。



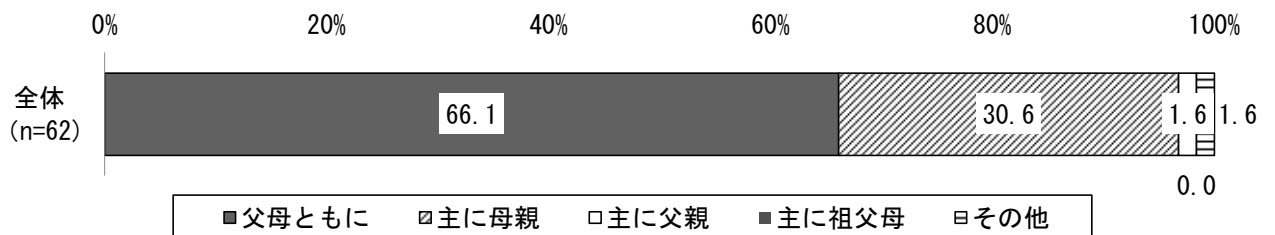
②配偶関係の有無

「配偶者がいる」の割合が 91.9%となっています。



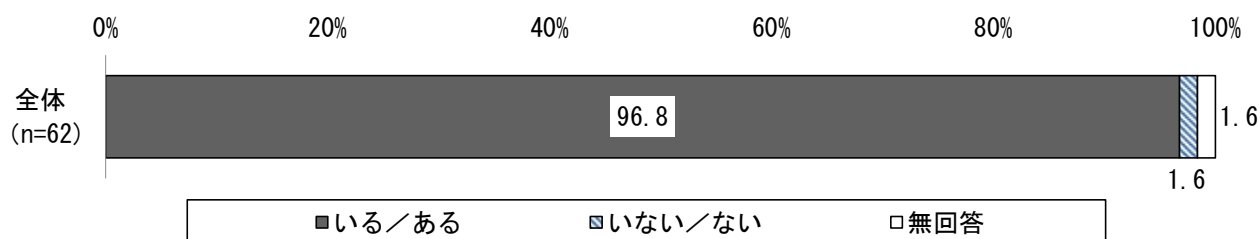
③子育ての主な担い手

「父母ともに」の割合が 66.1%で最も高く、次いで「主に母親」（30.6%）の順となっています。

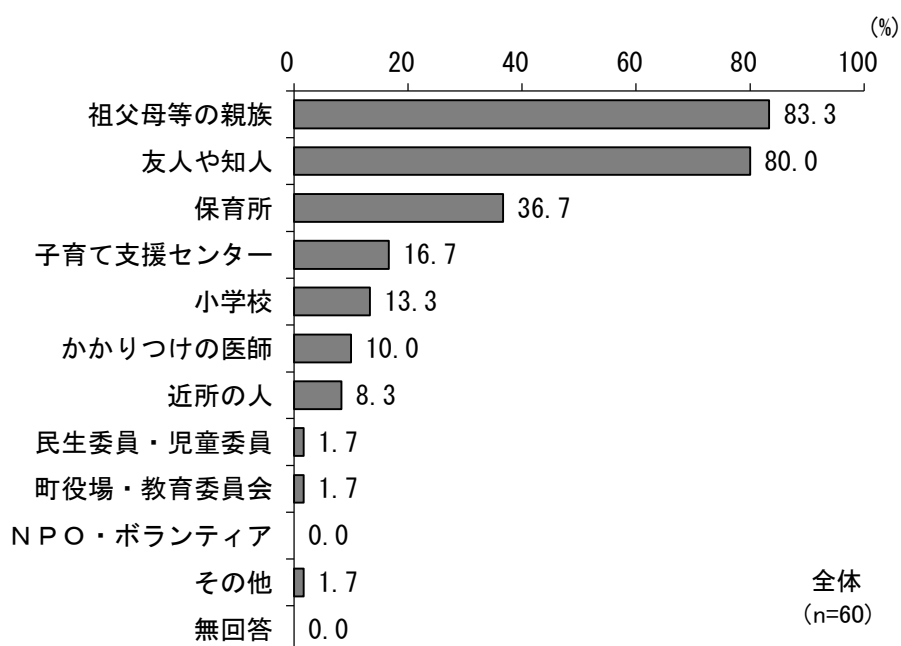


④お子さんの子育て（教育を含む。）に関して、気軽に相談できる人・場所

子育ての相談先の存在については、「いる／ある」の割合が96.8%で、「いない／ない」（1.6%）を大きく上回っています。

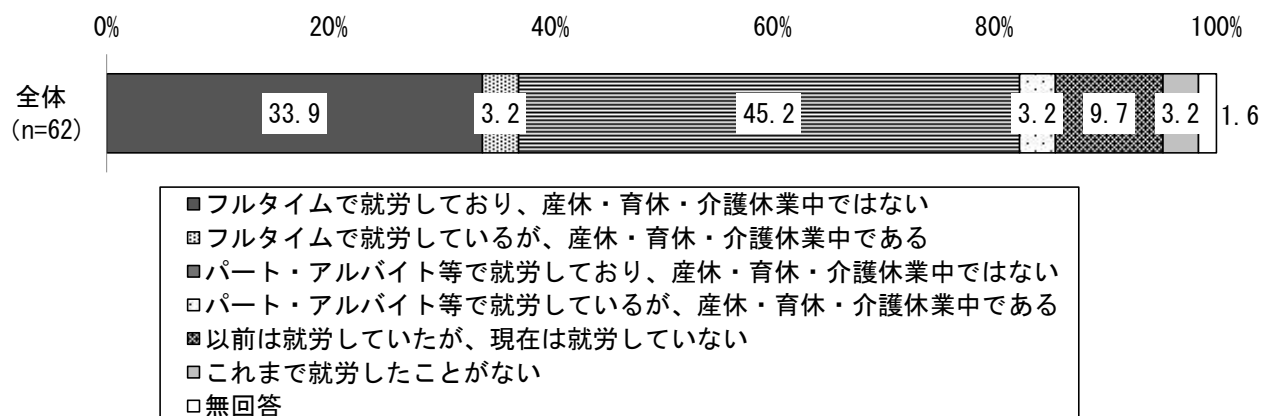


子育ての相談先については、「祖父母等の親族」の割合が83.3%で最も高く、次いで「友人や知人」（80.0%）、「保育所」（36.7%）などの順となっています。



⑤子どもの保護者の就労状況について（母親）

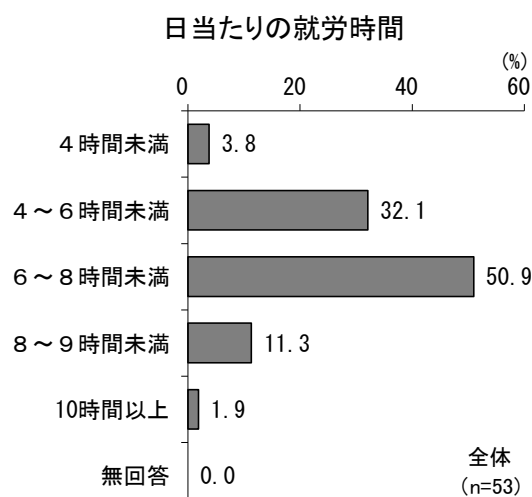
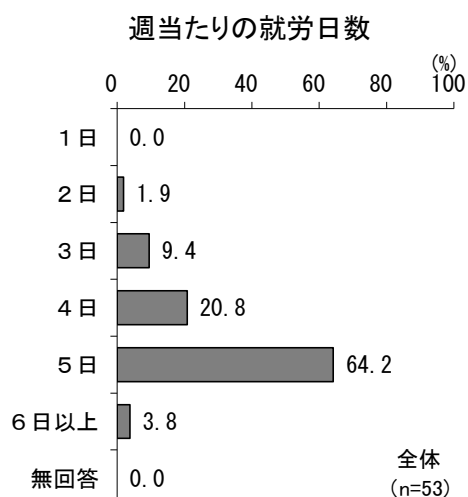
「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が45.2%で最も高く、次いで「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」（33.9%）、「以前は就労していたが、現在は就労していない」（9.7%）などの順となっています。



※フルタイム：1週5日程度・1日8時間程度の就労

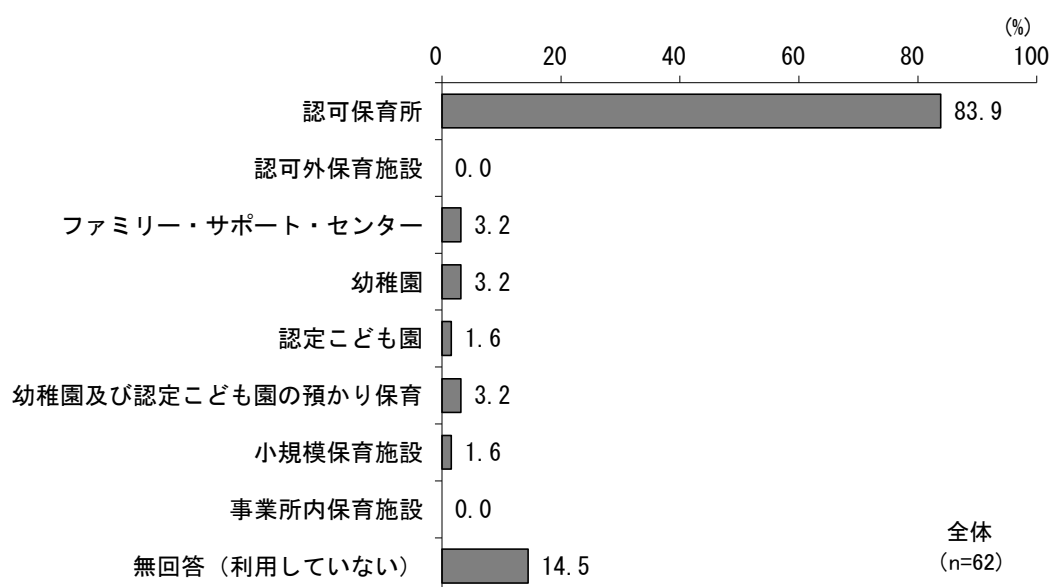
週当たりの就労日数については、「5日」の割合が64.2%で最も高く、次いで「4日」（20.8%）、「3日」（9.4%）の順となっています。

日当たりの就労時間については、「6～8時間未満」の割合が50.9%で最も高く、次いで「4～6時間未満」（32.1%）、「8～9時間未満」（11.3%）の順となっています。



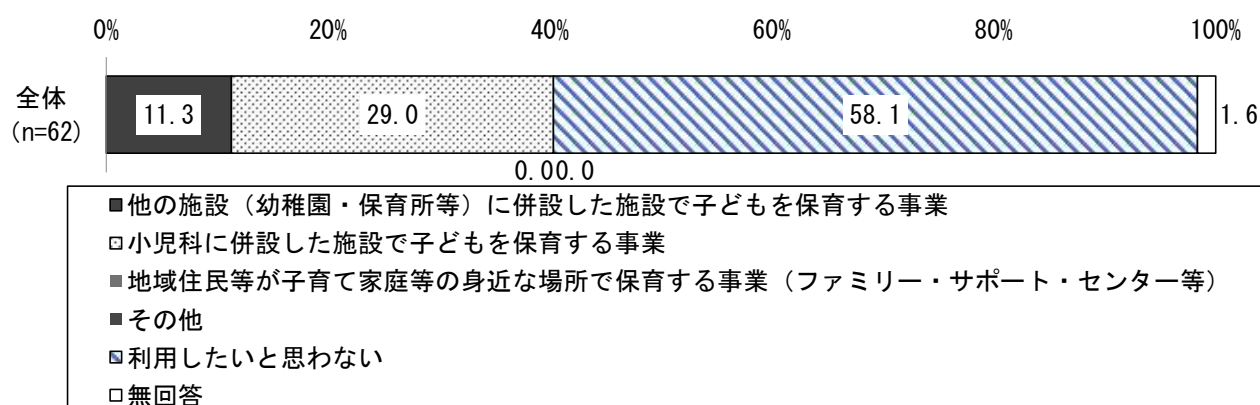
⑥子どもの平日の定期的な教育・保育事業の利用状況について

定期的に利用している教育・保育事業については、「認可保育所」の割合が83.9%と最も高く、「ファミリー・サポート・センター」、「幼稚園」、「幼稚園及び認定こども園の預かり保育」がそれぞれ3.2%となっています。



⑦子どもが傷病の際に利用したい事業について

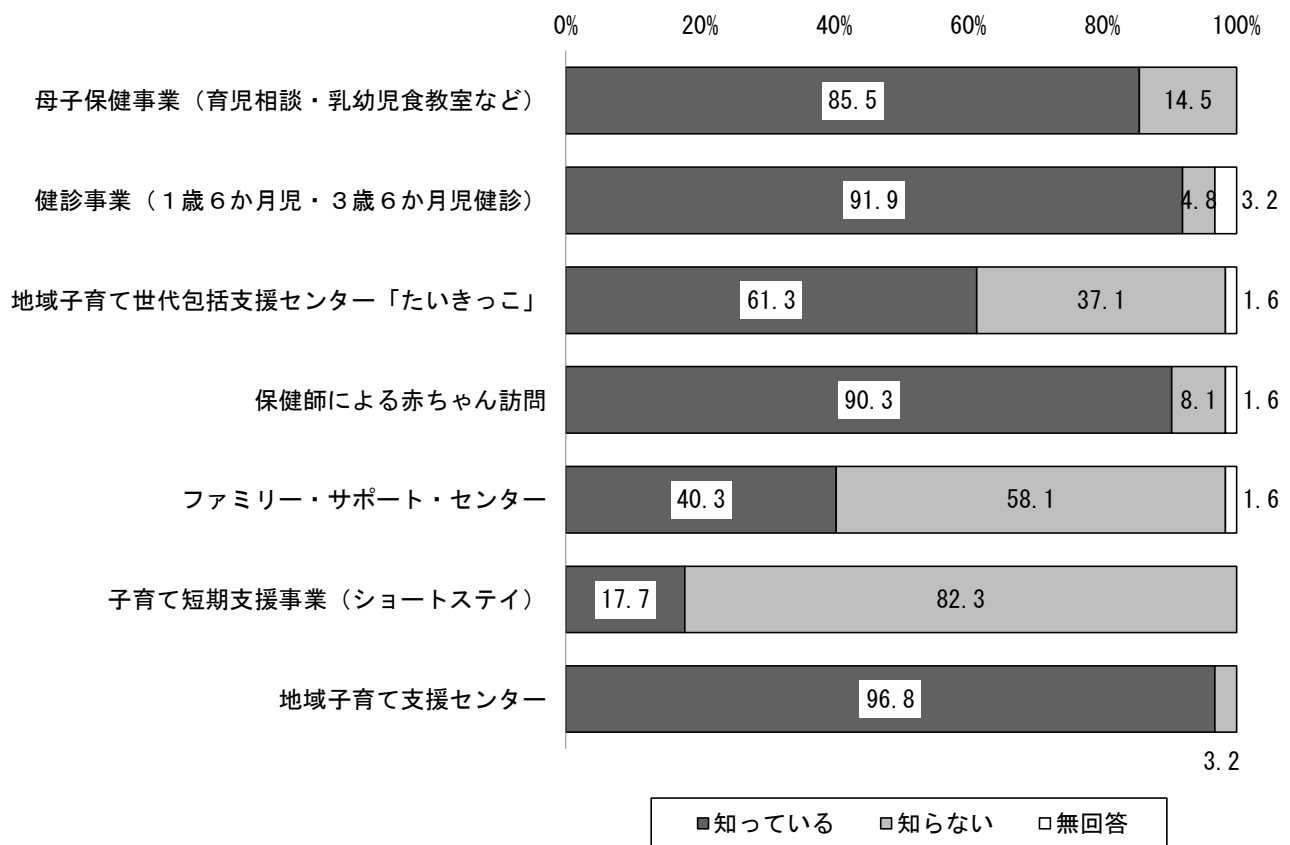
「他の施設（幼稚園・保育所等）に併設した施設で子どもを保育する事業」が11.3%、「小児科に併設した施設で子どもを保育する事業」が29.0%となっている一方、「利用したいと思わない」の割合が58.1%と高くなっています。



⑧地域の子育て支援事業の認知度

地域の子育て支援事業の認知度については、「地域子育て支援センター」が96.8%と最も高く、「健診事業（1歳6か月児・3歳6か月児健診）」、「保健師による赤ちゃん訪問」が9割超、「母子保健事業（育児相談・乳幼児食教室など）」も8割台半ばと高くなっています。

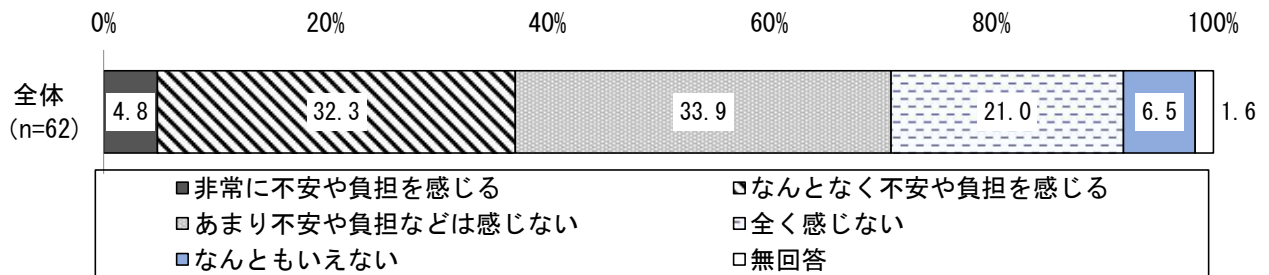
一方、「子育て短期支援事業（ショートステイ）」は17.7%、「ファミリー・サポート・センター」も40.3%と認知度が低くなっています。



⑨子育てに対する不安感・負担感

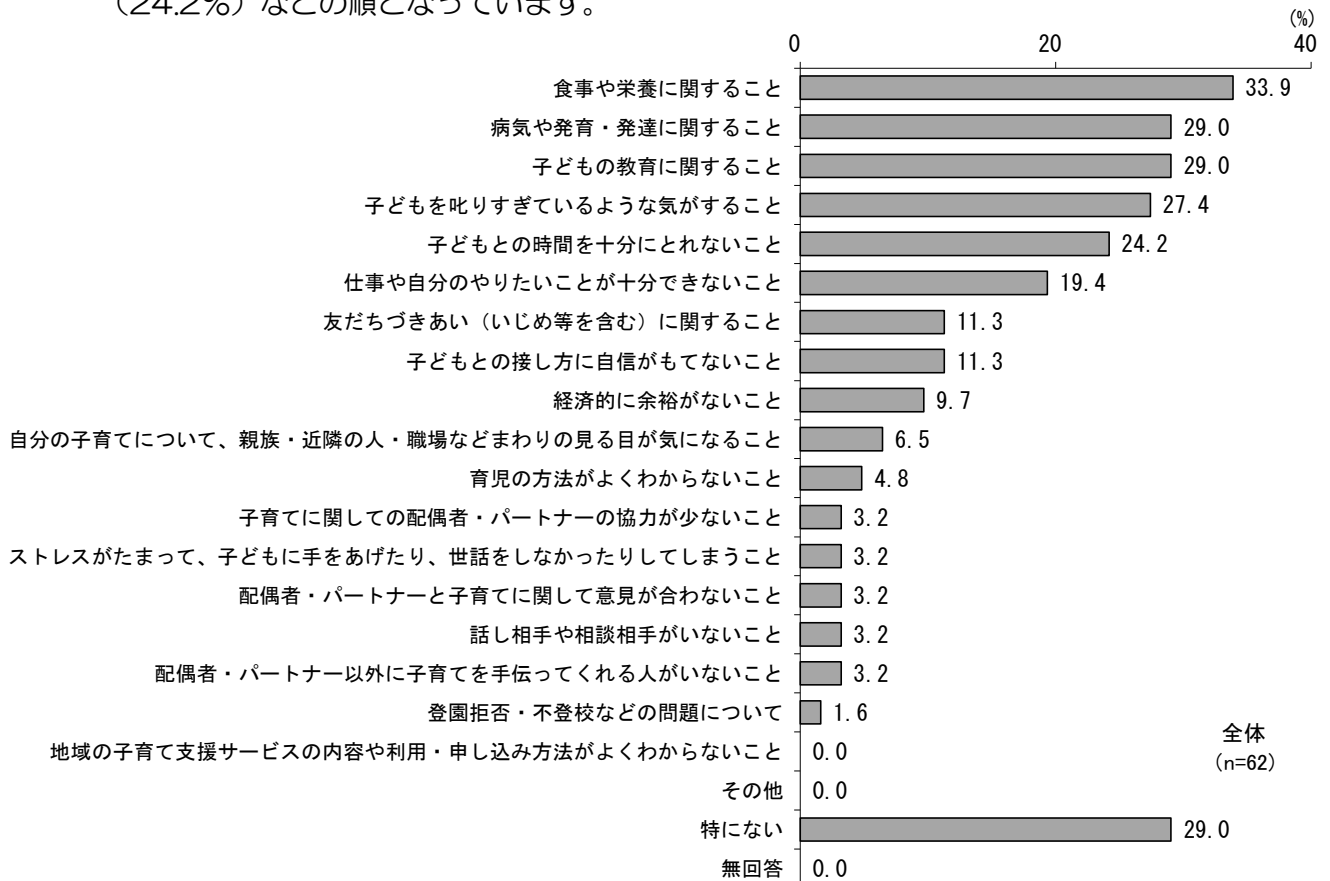
「非常に不安や負担を感じる」が4.8%、「なんとなく不安や負担を感じる」が32.3%と、不安感や負担感を感じている人が合わせて37.1%となっています。

一方、「あまり不安や負担などは感じない」が33.9%、「全く感じない」が21.0%と不安感や負担感を感じていない人は合わせて54.9%となっています。



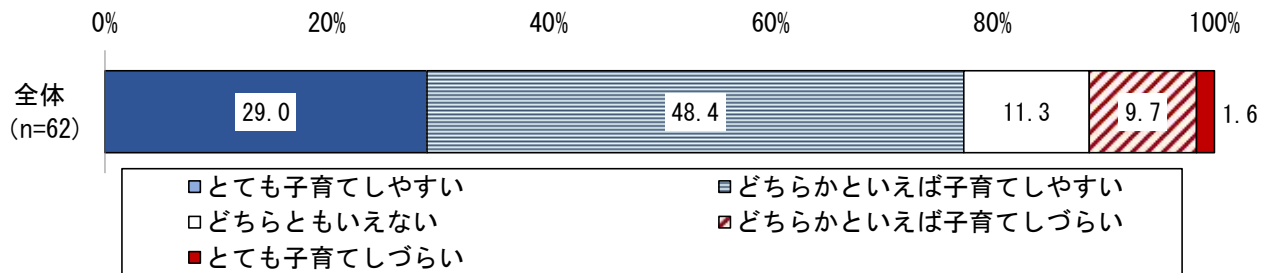
⑩子育てに関する悩み

子育てに関して、日常悩んでいることや気になることについては、「食事や栄養に関すること」の割合が33.9%で最も高く、次いで「病気や発育・発達に関すること」、「子どもの教育に関すること」がそれぞれ29.0%、「子どもを叱りすぎているような気がする」（27.4%）、「子どもとの時間を十分にとれないこと」（24.2%）などの順となっています。



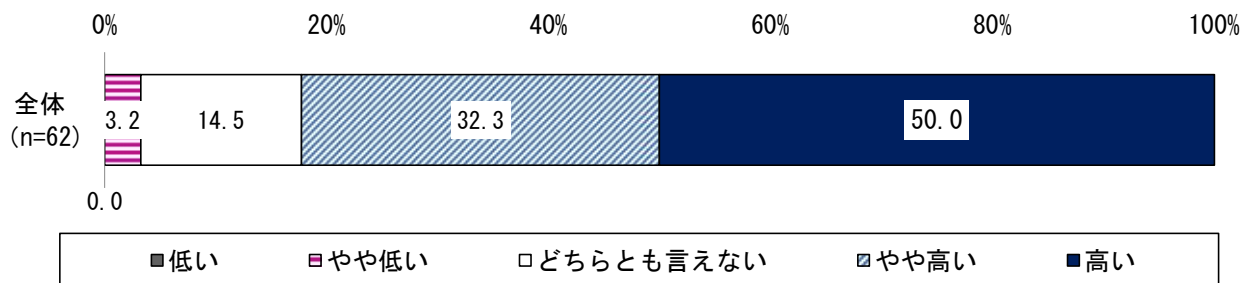
⑪大紀町は、子育てがしやすいと思うか

「とても子育てしやすい」が29.0%、「どちらかといえば子育てしやすい」が48.4%と、子育てしやすいと感じている人が合わせて約8割となっています。一方、「どちらかといえば子育てしづらい」が9.7%、「とても子育てしづらい」が1.6%と、子育てしづらいと感じている人は合わせて約1割となっています。



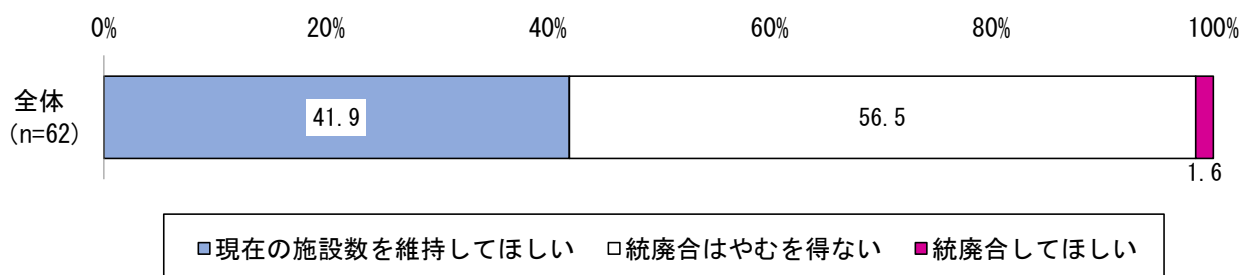
⑫大紀町における子育ての環境や支援（エンゼル手当や保育料無償化など）への満足度

大紀町における子育ての環境や支援（エンゼル手当や保育料無償化など）への満足度については、「高い」が50.0%、「やや高い」が32.3%と、満足度が高いとした人が合せて8割超となっています。一方、「やや低い」が3.2%、「低い」と回答した人はおらず、大紀町の子育て支援の満足度は高い結果となっています。



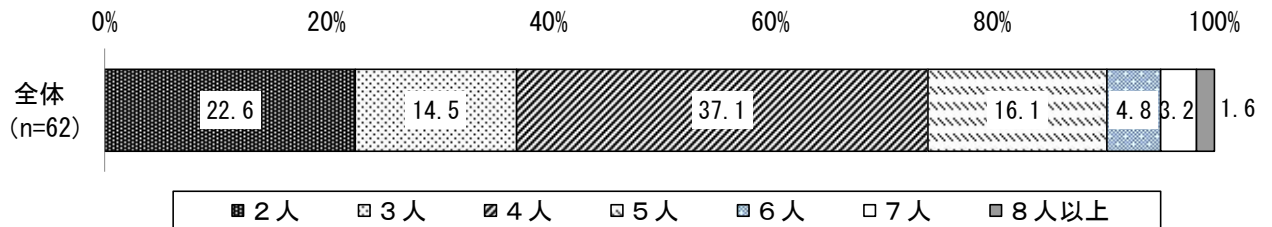
⑬将来的な保育園の統廃合について

「現在の施設数を維持してほしい」が41.9%、「統廃合はやむを得ない」が56.5%、「統廃合してほしい」が1.6%となっています。

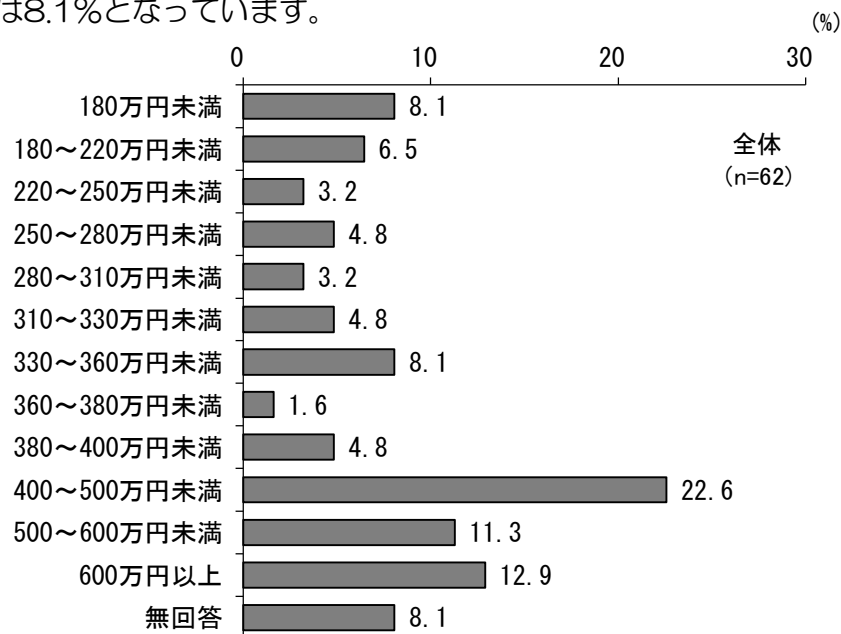


⑭世帯や経済状況について

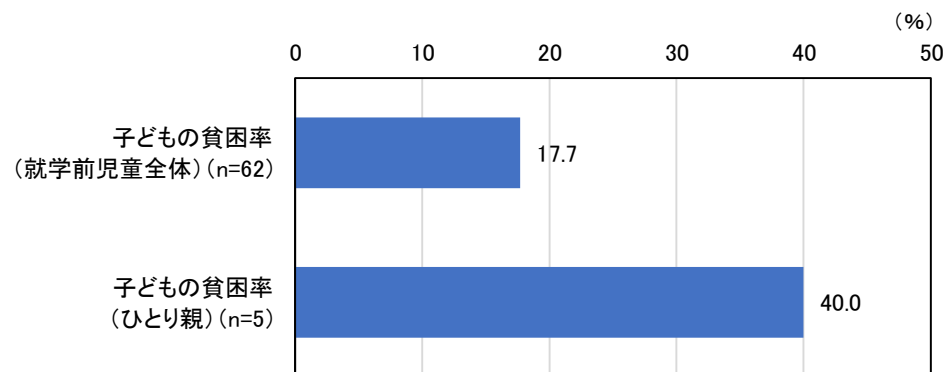
世帯人員については、「4人」の割合が37.1%で最も高く、次いで「2人」(22.6%)、「5人」(16.1%)などの順となっています。



前年（令和5年1～12月の1年間）の世帯全体の手取り収入額の合計額については、「400～500万円未満」の割合が22.6%で最も高く、次いで「600万円以上」(12.9%)、「500～600万円未満」(11.3%)などの順となっており、「180万円未満」は8.1%となっています。



さらに、世帯人数と世帯年収（年間の手取り額）より算出した子どもの貧困率については、全体で 17.7%、ひとり親では 40.0%となっています。

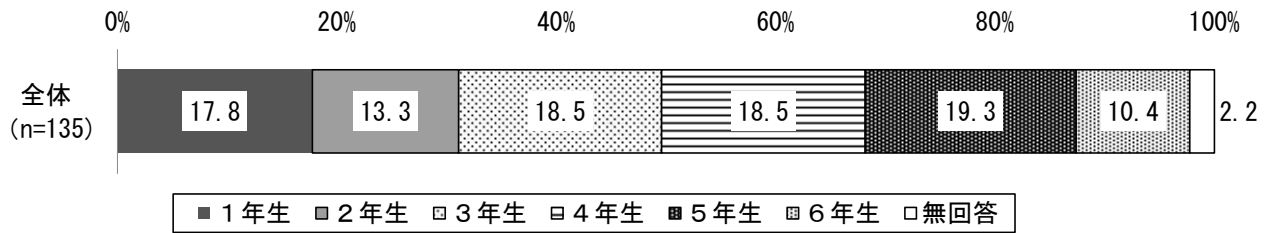


※「子どもの貧困率」については、11 ページを参照。

(3) 調査結果（就学児童）

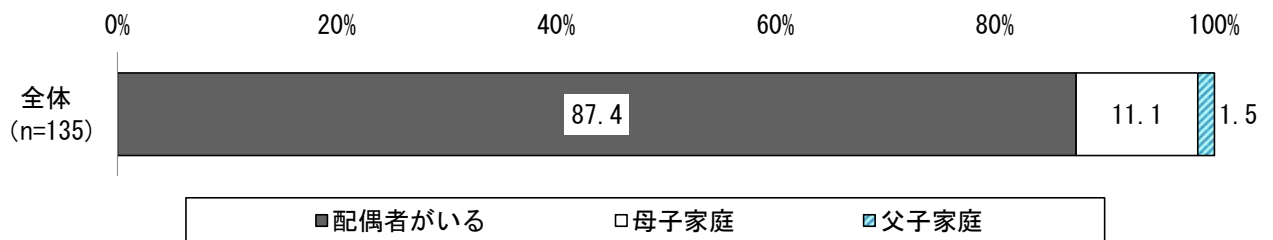
①お子さんの学年

「5年生」の割合が19.3%で最も高く、次いで「3年生」と「4年生」が18.5%、「1年生」が17.8%、「2年生」が13.3%、「6年生」が10.4%の順となっています。



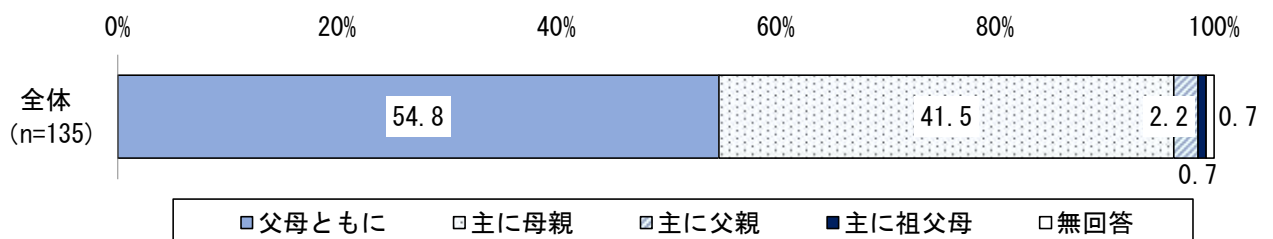
②配偶関係の有無

「配偶者がいる」の割合が87.4%と大半を占めており、「母子家庭」が11.1%、「父子家庭」が1.5%となっています。



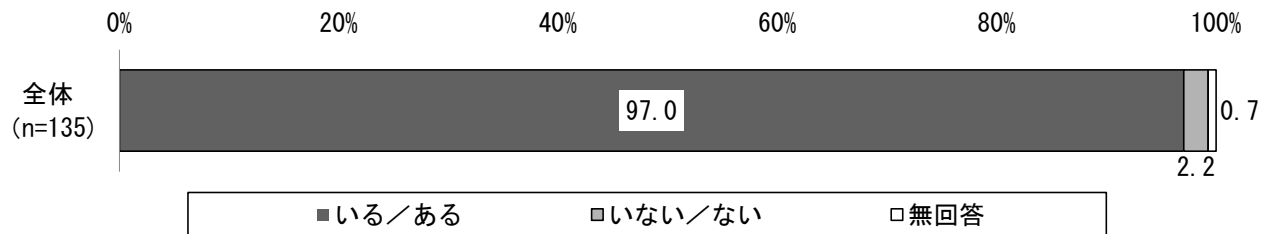
③子育ての主な担い手

「父母ともに」の割合が54.8%で最も高く、次いで「主に母親」(41.5%)、「主に父親」(2.2%)、「主に祖父母」(0.7%)の順となっています。

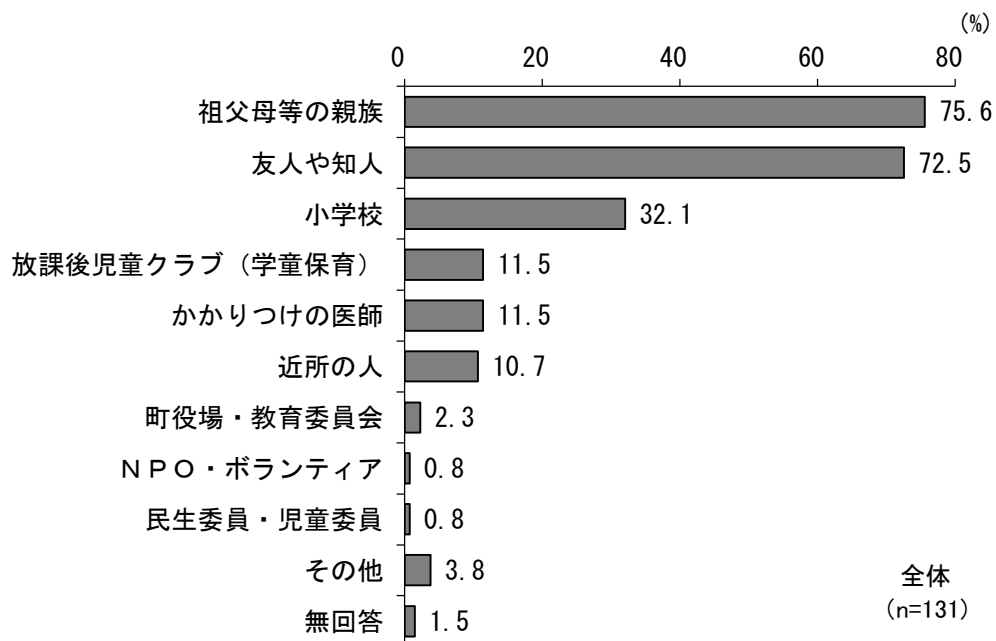


④お子さんの子育て（教育を含む。）に関して、気軽に相談できる人・場所

子育ての相談先の存在については、「いる／ある」の割合が97.0%で、「いない／ない」（2.2%）を大きく上回っています。

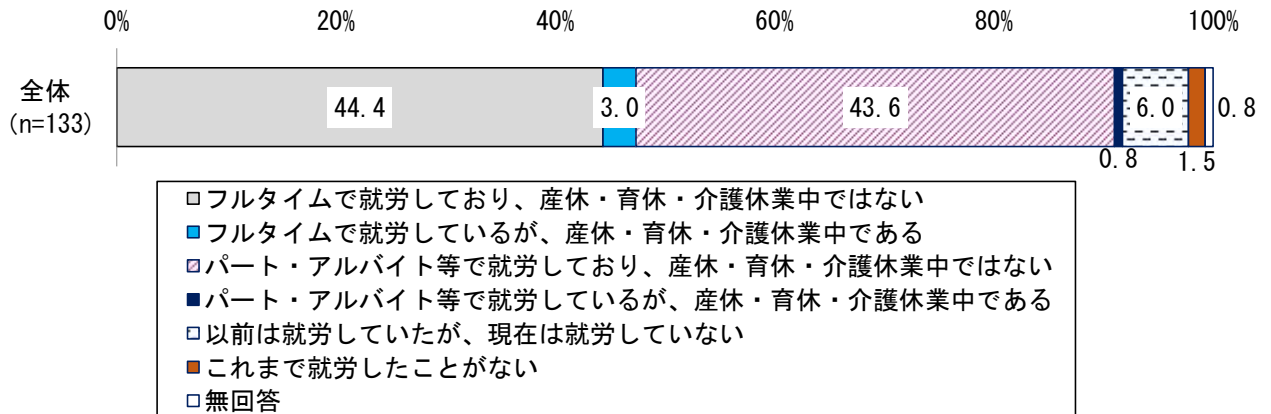


子育ての相談先については、「祖父母等の親族」の割合が75.6%で最も高く、次いで「友人や知人」（72.5%）、「小学校」（32.1%）などの順となっています。



⑤子どもの保護者の就労状況について（母親）

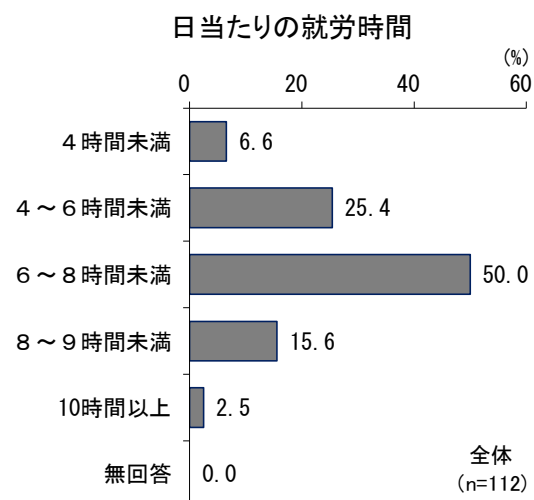
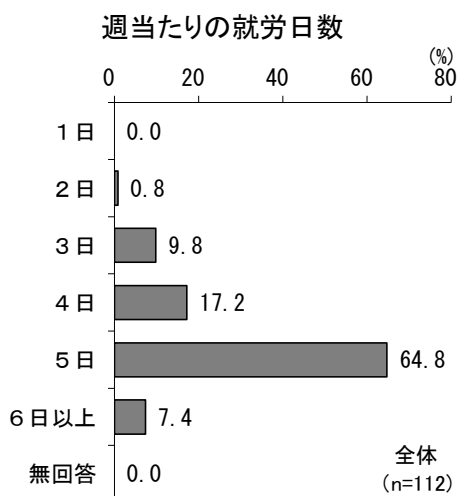
「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が44.4%で最も高く、次いで「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」（43.6%）、「以前は就労していたが、現在は就労していない」（6.0%）などの順となっています。



※フルタイム：1週5日程度・1日8時間程度の就労

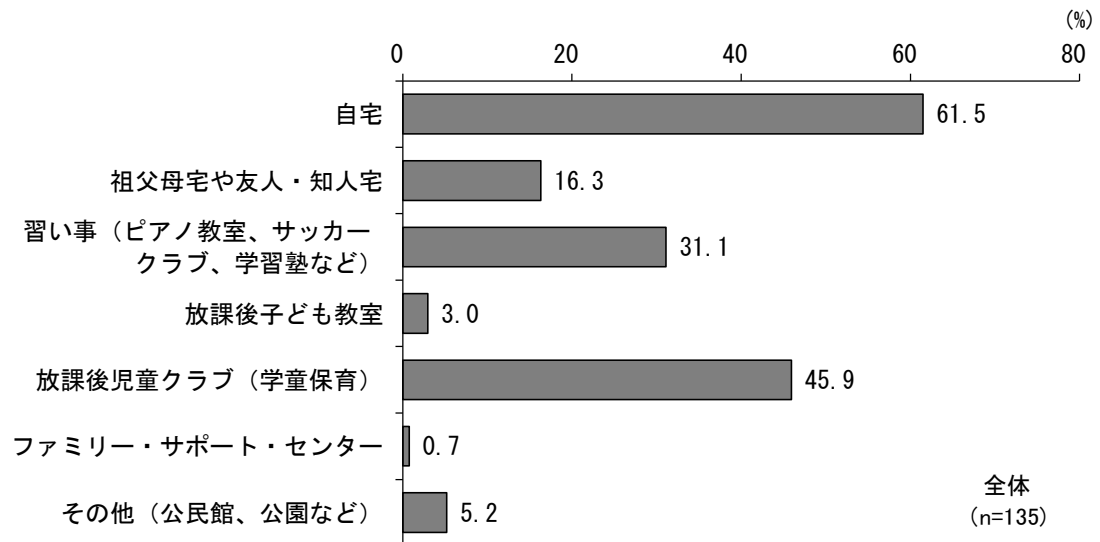
週当たりの就労日数については、「5日」の割合が64.8%で最も高く、次いで「4日」（17.2%）、「3日」（9.8%）の順となっています。

日当たりの就労時間については、「6～8時間未満」の割合が50.0%で最も高く、次いで「4～6時間未満」（25.4%）、「8～9時間未満」（15.6%）の順となっています。



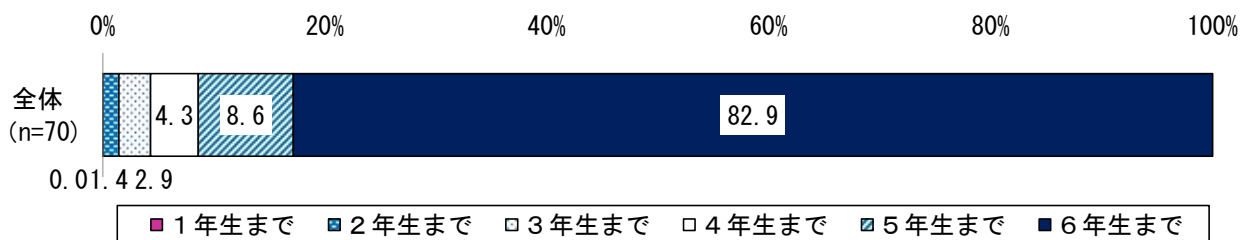
⑥子どもの放課後に過ごす場所

放課後を週1日以上過ごす場所については、「自宅」の割合が61.5%と最も高く、「放課後児童クラブ（学童保育）」が45.9%、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」が31.1%、「祖父母宅や友人・知人宅」が16.3%などとなっています。



⑦放課後児童クラブの利用時期

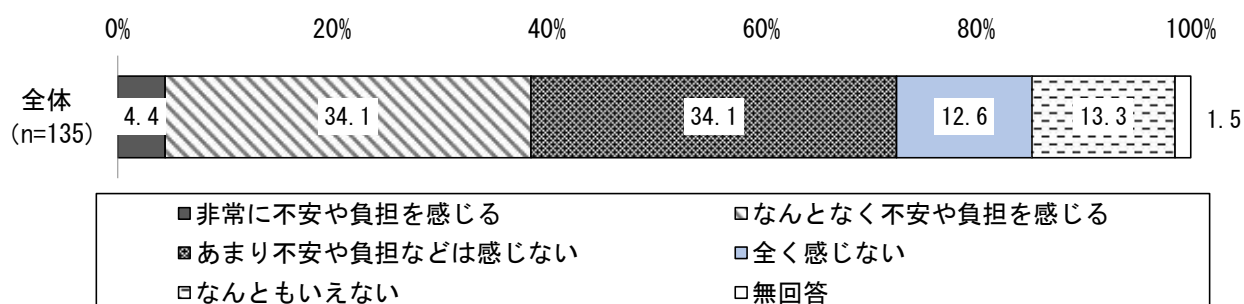
放課後児童クラブの利用時期については、「6年生まで」の割合が82.9%と最も高くなっており、次いで「5年生まで」が8.6%、「4年生まで」が4.3%となっています。



⑧子育てに対する不安感・負担感

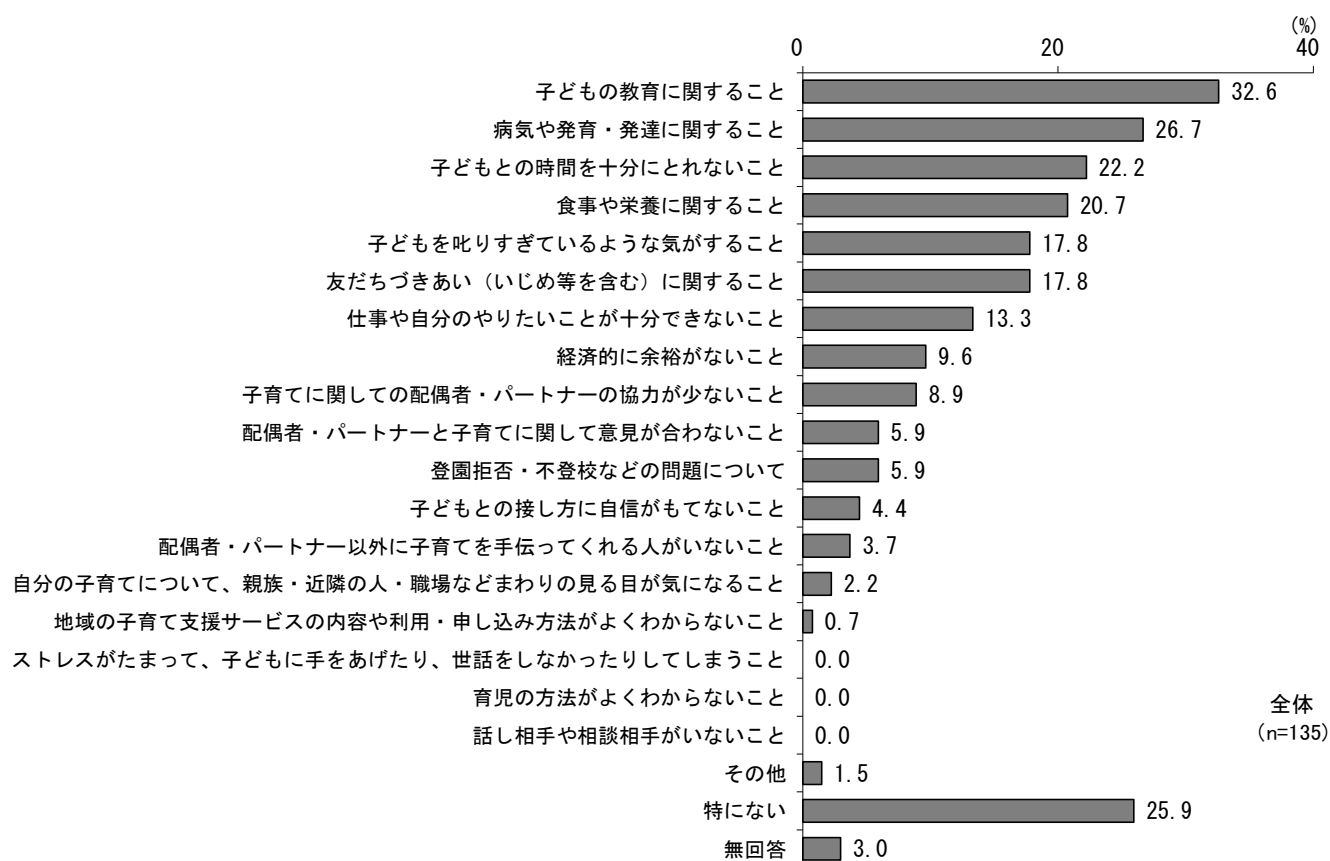
「非常に不安や負担を感じる」が4.4%、「なんとなく不安や負担を感じる」が34.1%と、不安感や負担感を感じている人が合わせて38.5%となっています。

一方、「あまり不安や負担などは感じない」が34.1%、「全く感じない」が12.6%と不安感や負担感を感じていない人は合わせて46.7%となっています。



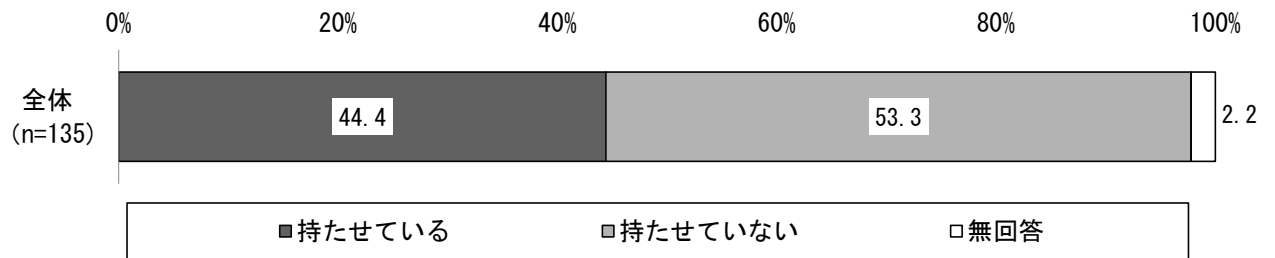
⑨子育てに関して、日常悩んでいること、または気になること

「子どもの教育に関すること」の割合が32.6%で最も高く、次いで「病気や発育・発達に関すること」(26.7%)、「子どもとの時間を十分にとれないこと」(22.2%)、「食事や栄養に関すること」(20.7%)などの順となっています。

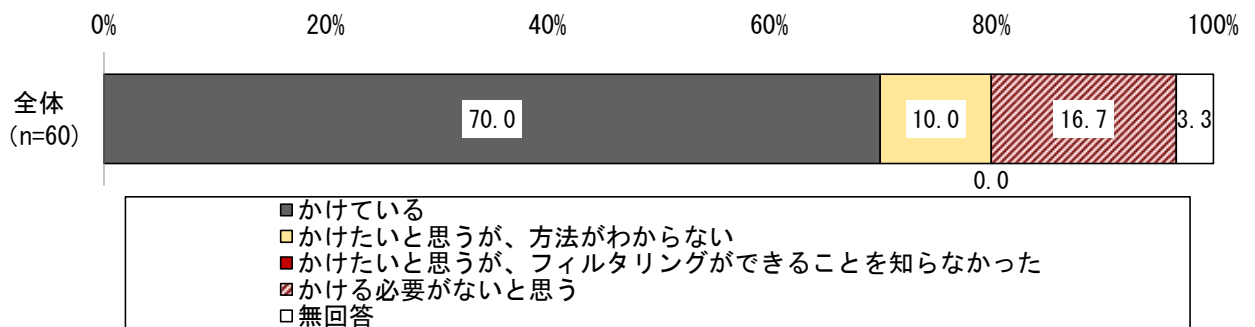


⑩お子さんに携帯電話、タブレットなどの携帯端末を持たせているか

「持たせている」が44.4%、「持たせていない」が53.3%となっています。



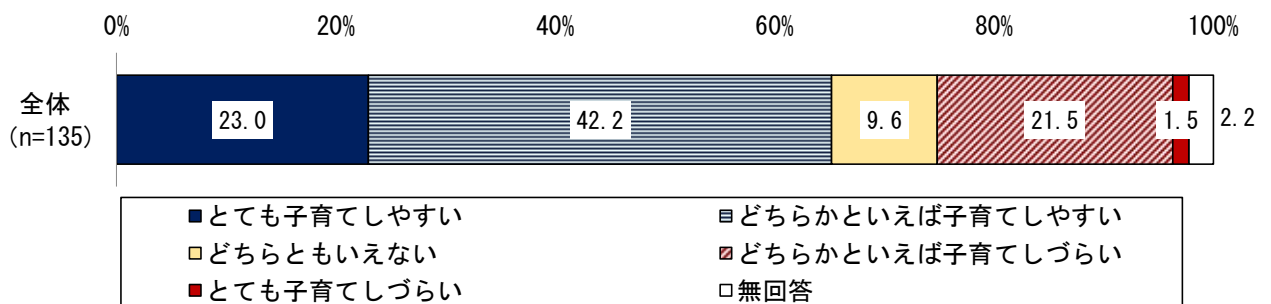
持たせていると回答した人に、携帯電話等のインターネット機能にフィルタリング（子どもにとっての有害情報をみせない仕組み）をかけているかきいたところ、「かけている」が70.0%、「かけたいと思うが、方法がわからない」が10.0%、「かけたいと思うが、フィルタリングができることを知らなかった」が16.7%、「かける必要がないと思う」が0.0%となっています。



⑪町の子育てのしやすさ

「とても子育てしやすい」が23.0%、「どちらかといえば子育てしやすい」が42.2%と、子育てしやすいと感じている人が合わせて65.2%となっています。

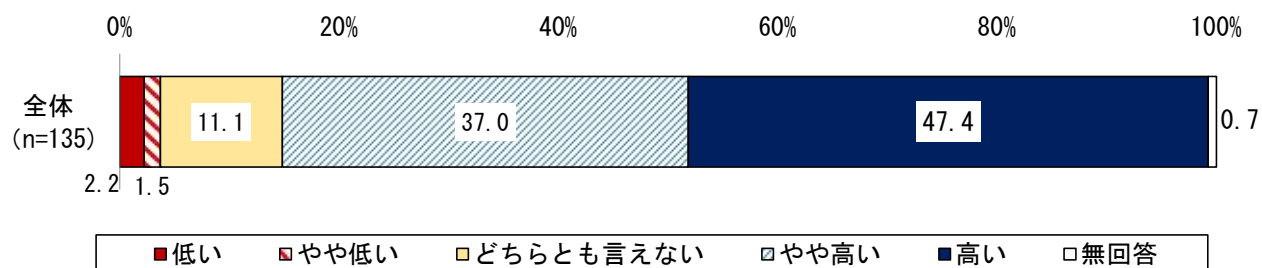
一方、「どちらかといえば子育てしづらい」が21.5%、「とても子育てしづらい」が1.5%と、子育てしづらいと感じている人は合わせて23.0%となっています。



⑫子育ての環境や支援への満足度

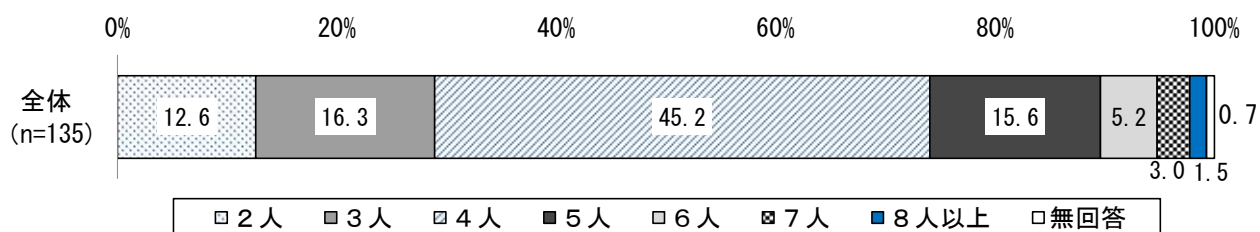
子育ての環境や支援（エンゼル手当やエンゼル2（給食費）補助金など）への満足度については、「高い」が47.4%、「やや高い」が37.0%と、満足度が高いとした人が合わせて8割台半ばとなっています。

一方、「やや低い」が1.5%、「低い」が2.2%となっており、大紀町の子育て支援の満足度は高い結果となっています。

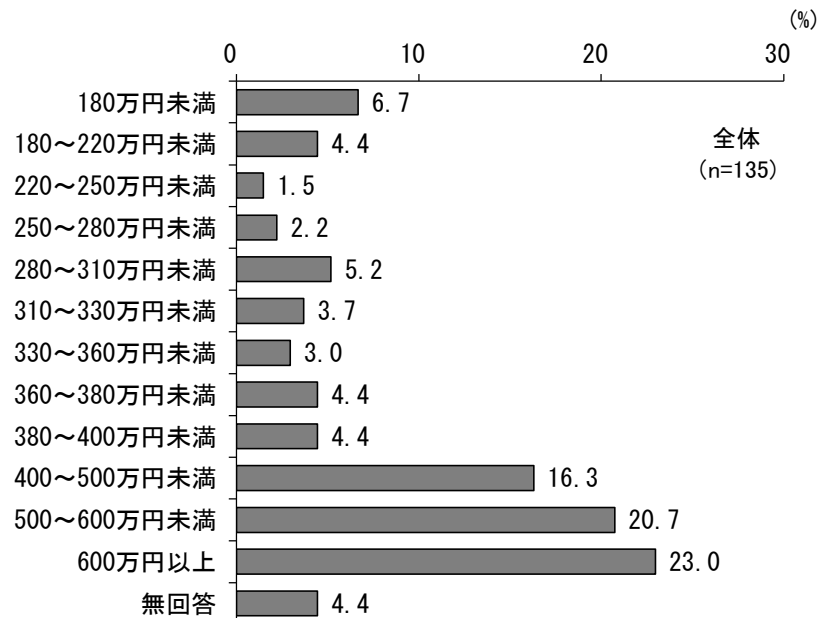


⑬世帯や経済状況について

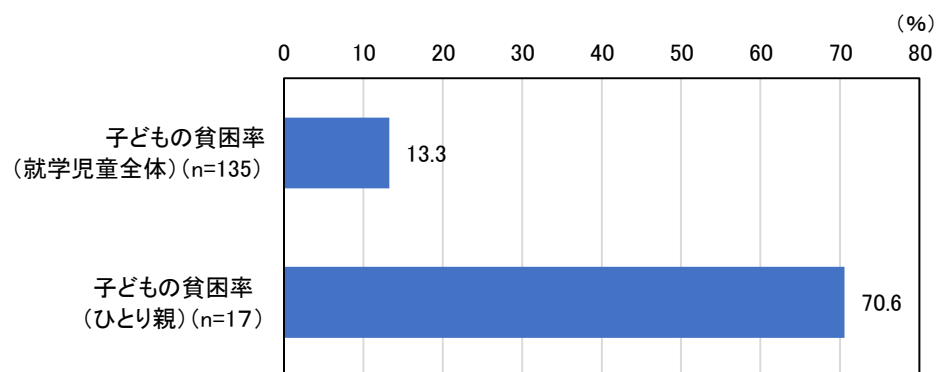
世帯人員については、「4人」の割合が45.2%で最も高く、次いで「3人」(16.3%)、「5人」(15.6%)などの順となっています。



前年（令和5年1月～12月の1年間）の世帯全体の手取り収入額の合計額については、「600 万円以上」の割合が 23.0%で最も高く、次いで「500～600 万円未満」（20.7%）、「400～500 万円未満」（16.3%）などの順となっており、「180 万円未満」は 6.7%となっています。



さらに、世帯人数と世帯年収（年間の手取り額）より算出した子どもの貧困率については、全体で 13.3%、ひとり親では 70.6%となっています。



※「子どもの貧困率」については、11 ページを参照。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

本町ではこれまで、「第1期大紀町子ども・子育て支援事業計画」において、すべての子どもの健やかな育ちと幸せを第一に子ども・子育て支援に取り組んできましたが、子どもの健やかな成長には、周囲から愛され、肯定され、安心して日々を過ごすことができる環境が必要であり、また、世代や価値観の異なる他者とのふれあいや豊かな自然環境のなかで自主性・社会性・生きる力を養うことが大切です。

しかしながら、子どもを取り巻く環境は厳しさを増しており、急速な少子化の進行に加え、子どもの虐待やいじめ、さらには子どもの貧困なども問題となっており、子どもや子育て家庭を取り巻くこれらの問題に対応することが求められています。

これまで推進してきた第1期計画、第2期計画の基本理念及び基本目標を踏まえつつ、今後は、さらに一歩進めて、第3期計画では、住民すべてが子ども・子育て支援の重要性を認識するとともに、行政と連携して地域全体で子育てを支援していく体制づくりを推進します。

【基本理念】



“子どもの笑顔をつくる町 大紀町”

2 基本目標

本計画では、子ども・子育て支援に関する施策を推進していくにあたり、以下の視点から検討・推進を図ります。

基本目標1 子どもを地域全体で支えるまちづくり

地域で子どもや子育て支援に対する理解を深めるとともに、のびのび育つ環境づくりを進めます。

安心して充実した子育てができるよう、相談や情報提供、子育ての仲間づくりの支援、子育ての経済的支援の充実を推進します。

また、子ども一人ひとりの権利が尊重され、支援が必要なひとり親家庭、障がい、虐待、子どもの貧困など、子どもとその家庭に対して、安心して子育てできる環境づくりを推進します。

基本目標2 妊娠から子育てまで切れ目なく支える環境づくり

妊娠・出産や子どもの発達・病気などについて、子どもの健やかな成長を支えるため、保護者が抱える悩みや不安を軽減させ、母子保健対策の充実を図ることが必要です。

妊娠・出産、乳幼児期の子どもと母親の健康を守る母子保健サービスの充実並びに小児医療体制の整備を進めるとともに、子どもが心身ともに健やかに成長できるよう、正しい食習慣を普及し食を通じて豊かな人間性を育む食育の推進や、性に関する健全な意

基本目標3 仕事と子育ての両立支援

安心して仕事と子育てが両立できるよう、保育園、放課後児童クラブなど地域の子育て支援体制のより一層の充実を図ります。さらに仕事と子育てを両立できる職場づくりの促進、子育てにおける男女共同参画の推進などを図ります。

基本目標4 子どもが健やかに成長する教育・地域活動

「自ら学び、考え、行動する」生きる力を育む教育の推進や、学力の向上、スポーツの充実など学校教育の充実に努め、子どもの豊かな人間性と社会性、健やかな体を育みます。

また、子どもが地域活動に参加し多くの人と交流することで、協調性や思いやりの心を養うとともに、健やかな体を育めるよう、地域住民の理解と協力のもと、体験活動や

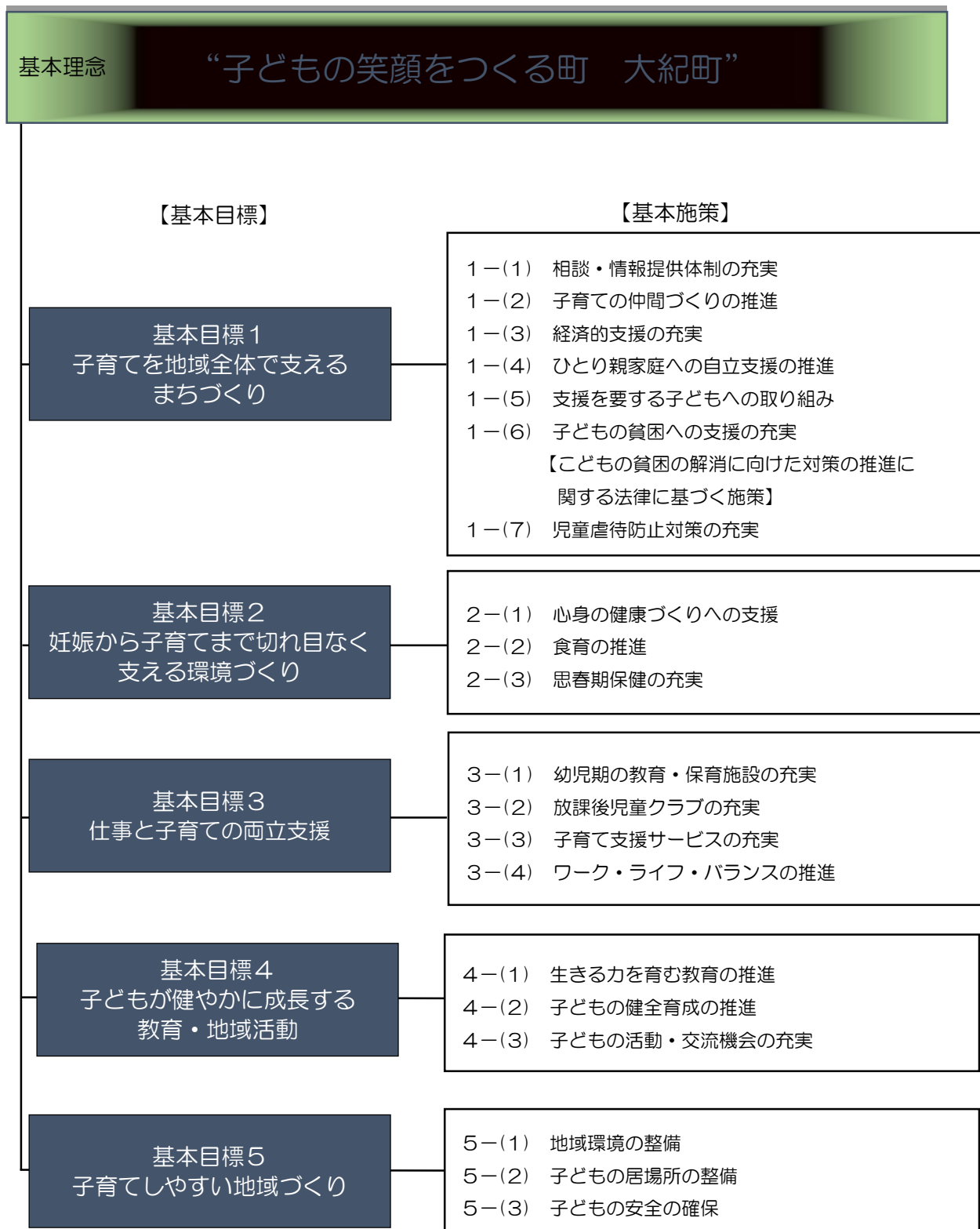
基本目標5 子育てしやすい地域づくり

親子が地域で安全・安心に暮らすことができるよう、道路交通環境の整備や子どもや高齢者、障がい者に配慮したユニバーサルデザインの推進などの環境づくりが必要です。

子どもが地域で安心して生活でき、子どもどうしの遊びや活動のなかから社会性や人間性を育めるよう、安心できる地域環境の整備や子どもが集まれる場の整備を進めると



3 計画の体系図



第4章 施策の展開

基本目標1 子育てを地域全体で支えるまちづくり

1—(1) 相談・情報提供体制の充実

子育てに関する不安感や困り感の解消のため、身近な地域でいつでも相談支援ができるよう、相談体制の充実を図ります。

また、子育て家庭に対して、必要な情報をわかりやすくお伝えできるように情報提供を行います。さらに、一体的な相談支援ができるようこども家庭センターの設置を進め

【基本事業】

事業名	内容	担当課
①子育て世代包括支援センターの機能の充実	子育て世代包括支援センター「たいきっこ」において、妊娠・出産・子育てに関する総合的な相談や情報提供を行うとともに、子育ての全般に関する専門的な支援や個別支援体制の充実に努めます。	健康福祉課
②妊婦等包括相談支援事業の充実	伴走型相談支援として、妊娠届出時、妊婦訪問、赤ちゃん訪問時の面談や、その後の継続的な情報発信などを実施します。	健康福祉課
③相談体制の充実	妊産婦や乳幼児への訪問、育児相談や乳幼児健診などの母子保健事業、民生委員・児童委員、地域子育て支援センターや保育園など子どもと保護者の身近な場所で気軽に相談できる支援体制の充実に努めます。	健康福祉課
④情報提供の充実	子育て家庭に対して、きめ細かな子育て支援サービス・保育サービスを効果的・効率的に提供し、利用者があらゆる子育てサービスを的確に把握できるよう、広報紙やケーブルテレビによる情報提供を行います。また、ホームページの充実や電子媒体、SNS を活用した情報提供の充実を図ります。	健康福祉課
⑤こども家庭センター設置に向けた体制整備	全ての妊産婦、子育て世帯、子どもに対し、一体的に相談支援を行うため、こども家庭センターの設置に向けた体制整備を進めます。	健康福祉課

1－（２）子育ての仲間づくりの推進

子育て家庭が地域で孤立することのないよう、子育て中の保護者どうしの交流機会の創出に努め、子育ての仲間づくりを支援します。

また、子育て家庭のニーズに応じた子育て支援を推進していくために、地域全体で子どもを育てていくという視点で子育て支援に取り組みます。

【基本事業】

事業名	内容	担当課
①子育ての仲間づくりの場の提供	地域子育て支援センターを中心に、子どもの遊び場、保護者どうしの交流の場、また、育児不安の軽減、健やかな成長発達を促す場の提供を行います。	健康福祉課
②親子で参加できる講座や活動機会の充実	休日や夏休み等を利用して、家庭以外で親子のふれあいを深めることができるよう、子育て支援センターや公民館における親子で参加できる講座の開催や、体験・交流活動の充実を図ります。	教育委員会 健康福祉課
③保育園の園庭開放	子どもの安全な遊び場を確保し、保育園と未就園児の関わりをつくるため、園庭開放に積極的に取り組みます。	健康福祉課
④地域の子育て支援の質の向上	保育園、地域子育て支援センター及び放課後児童クラブの支援員、民生委員・児童委員、地域の子育て支援の関係者に対して、研修への参加等、学習の機会の充実に努め、地域の子育て支援の質の向上に努めます。	健康福祉課

1－（３）経済的支援の充実

出産、育児、教育、医療など子育てにかかる費用負担が、子育ての負担感の大きな要因のひとつであり、少子化の一因ともいわれています。

このため、国や県の動向を踏まえながら、妊娠・出産・子育て家庭への経済的支援の充実を図ります。

【基本事業】

事業名	内容	担当課
①エンゼル手当の支給	出産時の祝金、誕生月に新生児から中学校卒業児までの子どもを持つ家庭にエンゼル手当を支給し、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ります。	健康福祉課
②エンゼル２補助金（給食費補助）の支給	小学校・中学校の給食費の負担を軽減し、より安心して子育てできる環境をつくれます。	教育委員会
③高等学校等生徒通学費等助成金の支給	高等学校等の通学費、下宿費の一部を補助し保護者の教育にかかる経済的負担を軽減します。	教育委員会
④医療費助成の充実	子どもの健康を守るとともに、子育て家庭の医療費負担の軽減を図るため、子どもの医療費を助成し、窓口無償化を継続実施します。	健康福祉課
⑤児童手当等の充実	児童手当等の支給について、国の制度改正にあわせて実施します。ホームページや広報紙、対象者への通知などを通して、制度の周知と利用の促進を行います。	住民課
⑥保育料等の無償化	保育料及び給食費（主食・副食費）の完全無償化を継続します。	健康福祉課
⑦妊娠・出産に関する支援	不妊治療に対する医療費助成や出産・子育て応援給付金の支給を行い、妊娠・出産に関する経済的負担の軽減を行います。	健康福祉課
⑧その他健康づくりへの支援	妊産婦・乳児の健診、予防接種、新生児聴覚スクリーニング検査の費用を助成します。	健康福祉課

1－（４）ひとり親家庭への自立支援の推進

ひとり親家庭等の児童の健全な育成を図るため、子育てや生活支援策、就学支援策、経済的支援策について、地域のひとり親家庭の現状を把握し、生活の安定と自立の支援に努めます。

【基本事業】

事業名	内容	担当課
①就学援助の充実	ひとり親家庭入学・卒業祝い金として、現物支給をします。	健康福祉課
②児童扶養手当の充実	ひとり親家庭の福祉の増進を図るため、ホームページや広報紙による制度の周知や県との連携により、迅速な手当支給の実施に努めます。	住民課
③ひとり親家庭等医療費助成の充実	ひとり親家庭の保健と福祉を増進するため、現在実施している医療費助成を継続実施します。	健康福祉課
④エンゼル４補助金（一人親家庭等放課後児童クラブ利用料補助）の支給	放課後児童クラブを利用する一人親家庭等の保護者に対し、利用料を補助することにより、より安心して子育てできる環境をつくれます。	健康福祉課

1－（５）支援を要する子どもへの取り組み

発達に支援が必要な子どもが、一人ひとりの個性や能力を最大限に伸ばすことができるように、保健、医療、福祉、教育等の各関係機関が連携し、一貫性、継続性のある支援体制を構築します。

【基本事業】

事業名	内容	担当課
①発達支援施策の推進	発達や発育に支援の必要な子どもとその保護者が、乳児期から保育園、小中学校、進学、就労までをその子どもの成長に沿った切れ目ないサポートを受けられるよう、子どもと保護者に関わる関係機関が連携した支援体制の強化に努めます。また、子どもの発達に関して保護者が身近に相談ができるとともに、必要に応じて専門機関での支援につなげられる体制づくりを進めます。	健康福祉課
②特別児童扶養手当の実施	ホームページや広報紙による制度の周知や県との連携により、迅速な支給の実施に努めます。	住民課

1ー(6) 子どもの貧困への支援の充実【こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づく施策】

子どもの貧困への支援の充実にあたっては、経済的な理由により就学が困難な児童・生徒に対して、就学に必要な費用の援助や奨学金制度の利用により、教育費負担の軽減を図ります。

また、生活困窮・養育困難の家庭に対する教育面の支援の充実に努めます。

【基本事業】

事業名	内容	担当課
①大紀町育英基金	経済的理由等により、就学が困難な高等学校生や大学生等に対し、奨学金を貸与します。	教育委員会
②就学援助	経済的理由により、就学が困難な小・中学校の児童及び生徒の保護者に対し、学用品費、学校給食費などを援助します。	教育委員会
③エンゼル2補助金（給食費補助）の支給【再掲】	小学校・中学校の給食費の負担を軽減し、より安心して子育てできる環境をつくります。	教育委員会
④高等学校等生徒通学費等助成金の支給【再掲】	高等学校等の通学費、下宿費の一部を補助し保護者の教育にかかる経済的負担を軽減します。	教育委員会
⑤エンゼル4補助金（一人親家庭等放課後児童クラブ利用料補助）の支給【再掲】	放課後児童クラブを利用する一人親家庭等の保護者に対し、利用料を補助することにより、より安心して子育てできる環境をつくります。	健康福祉課

1－（７）児童虐待防止対策の充実

児童虐待の発生予防から早期発見・早期対応、保護・支援・アフターケアに至るまでの切れ目のない総合的な支援を講じるとともに、福祉関係者のみならず、医療、保健、教育、警察等の地域における関係機関の協力体制の構築を図ります。また、相談体制の充実に努めます。

【基本事業】

事業名	内容	担当課
①大紀町要保護児童等対策地域協議会	児童虐待を未然に防止し、虐待の早期発見と対応が適切かつ迅速に行えるよう、さらなる関係機関との情報共有、連絡体制の強化を図ります。また、住民の児童虐待への関心を深める広報活動を実施します。	健康福祉課
②妊娠期からの児童虐待防止対策の強化	妊娠早期から継続的に関わりを持つことで、予防的対応と切れ目なく個々の家庭に応じた支援を行うとともに、特に継続的な支援が必要なケースについては、関係機関や専門機関と連携した対応を行います。	健康福祉課
③子どもの権利の尊重	すべての子どもの人格が保護・尊重され、家庭において愛情と理解を受けて成長できるよう、国連において締結された「児童の権利条約」の普及と啓発に努めます。	住民課
④こども家庭センター設置に向けた体制整備【再掲】	全ての妊産婦、子育て世帯、子どもに対し、一体的に相談支援を行うため、こども家庭センターの設置に向けた体制整備を進めます。	健康福祉課

基本目標2 妊娠から子育てまで切れ目なく支える環境づくり

2-（1）心身の健康づくりへの支援

母子保健は、すべての子どもが健やかに成長していくうえでの出発点となります。安全安心な妊娠・出産と親子がともに健全な生活を営むことができるよう、母子保健施策の一層の充実を図ります。あわせて、子どもの健やかな育ちのために必要な、歯科保健事業、予防接種事業を推進するとともに、小児救急体制の充実を図ります。

【基本事業】

事業名	内容	担当課
①母子健康手帳の交付	母子健康手帳交付時に、母子保健事業や子育てサービスについての情報提供を行うとともに、面談をとおして早期からの相談支援を行います。	健康福祉課
②妊産婦健康診査・ 歯科健康診査の実施	安心安全な妊娠・出産に向け、妊娠中や産後の疾病や異常の早期発見や早期治療のため妊婦・産婦健康診査、歯科健康診査を実施します。	健康福祉課
③乳幼児健康診査の 実施	乳幼児の健全な発育・発達のため、子どもの月齢に応じた各種健康診査を実施します。	健康福祉課
④妊娠・出産・子育て に関する相談支援体 制の充実	・妊娠期の妊婦訪問、出生後の赤ちゃん訪問や乳児（7か月児）訪問を実施し、各時期に応じた相談や保健指導を実施します。 ・保健師・栄養士による育児相談を実施します。 ・出産や子育ての不安の解消や、子育ての仲間づくりのため、各種教室を開催します。 ・就学前のお子さんに対し、就学に向けての保健相談と保健指導を実施します。	健康福祉課
⑤産後ケア事業の実施	出産後の母子に対して、関係機関と連携し、心身のケアや育児のサポートを行います。	健康福祉課
⑥ブックスタート事業 の実施	赤ちゃん訪問時に絵本をプレゼントし、親子の触れ合いのきっかけづくりを提供します。	健康福祉課
⑦歯科保健の推進	母子保健事業の機会を利用して、妊娠期から歯科保健の必要性を周知するとともに、歯科健診、健康教育やフッ化物の利用などや関係機関との連携強化など、歯科保健の推進に努めます。	健康福祉課

事業名	内容	担当課
⑧予防接種の正しい知識と啓発強化	保護者に対して、随時予防接種に関する正しい知識を提供するとともに、保護者が情報を得やすい環境を整え、適切な時期に必要な予防接種が接種できるよう支援します。また、住民のニーズに応じて助成事業の内容を検討し、感染拡大や重症化予防に努めます。	健康福祉課
⑨小児医療体制の充実	医師会や近隣市町と連携し、一次救急医療体制事業及び二次救急病院群輪番制病院運営事業を継続して実施します。また、県や三重県救急医療情報センターと連携し、広域的な医療情報の提供に努めます。	健康福祉課

2-（2）食育の推進

子どもの健やかな成長のためにも、生涯を通じた健全な食生活の実現、食文化の継承、健康の確保等が図れるよう、「食育」を推進していく必要があります。

本町では、乳幼児期からの食育を推進するため、参加者のニーズに合わせた乳幼児食講座や保健師・栄養士による子育て・栄養相談を実施するとともに、食生活改善推進協議会による親子料理教室を実施します。

学校給食・保育園給食においては、栄養のバランスへの配慮を考えた給食の提供を行うとともに、給食を通して、日本の伝統行事や時期の食材などの指導を行います。

【基本事業】

事業名	内容	担当課
①幼児期からの食育の推進	乳幼児食教室の開催や栄養士・保健師による栄養相談、栄養指導を実施するなど、気軽に子どもの食生活に関する悩みや知識を学習できる機会を充実するとともに、各保育園が行っている食育活動への関わりを深めます。また、食文化の継承を目的とし、保護者を対象に郷土食の料理教室を実施したり、保育園給食に取り入れます。	健康福祉課
②学校給食の充実	学校給食を学校教育活動の全体のなかで食に関する教育指導と位置づけ、成長期にある児童生徒にバランスのとれた食事を提供するだけでなく、食事を通じた人間教育など多様な効果のある学校給食を充実します。	教育委員会

2-（3）思春期保健の充実

学校保健や関係機関と連携して健康教育や防煙教育、相談事業等に取り組み、思春期から生命の尊さや人への思いやりの心を学ぶ機会を提供するとともに、性や心の問題で悩んでいる児童生徒とその保護者が早期に相談できる体制づくりを推進します。

【基本事業】

事業名	内容	担当課
①思春期の保健対策の充実	思春期の児童生徒に対し、生命や性に関する正しい知識と情報を提供するとともに、精神的、肉体的に健全発育ができるよう、心身の健康についての学習の機会を提供します。	教育委員会
②相談体制の充実	性や心の問題で悩んでいる児童生徒や保護者が、早期に気軽に相談できる体制を学校保健と連携し推進します。	教育委員会

基本目標3 仕事と子育ての両立支援

3-（1）幼児期の教育・保育施設の充実

乳幼児期は、生涯にわたるウェルビーイングの基盤となる最も重要な時期であるため、保育内容の充実を図ります。保育の質の向上のため、保育士研修会を実施するとともに、子育てと仕事を両立できるよう、延長保育など多様な働き方に応じた子育て支援サービスの充実を図ります。また、老朽化した保育施設の改修や教育ニーズに対応した認定こども園の設置を検討します。

【基本事業】

事業名	内容	担当課
①保育内容の充実	子どもや保護者のニーズを踏まえ、延長保育、土曜保育等を実施します。ニーズに応じて休日保育の実施を検討します。また、人材の確保に努め、保育内容の充実に努めます。	健康福祉課
②保育所における保育の質の向上	各種研修などにより保育の質の向上に努めるとともに、園内での保育の振り返りを定期的に行います。	健康福祉課
③特定教育・保育サービス提供体制の整備	既存の保育施設の改修を進めるとともに、保育施設の環境整備に努めます。	健康福祉課

3－（２）放課後児童クラブの充実

本町では、放課後児童クラブは町内に５か所設置されています。行政が一体となって専門的な知識を有する支援員の確保に努め、子育て家庭が安心して子育てしながら働くことができるよう、サービス内容の充実を図ります。

【基本事業】

事業名	内容	担当課
①放課後児童クラブの充実	安心して子育てしながら働くことができるよう、行政が一体となり専門的な知識を有する支援員の確保に努め、放課後児童クラブの充実を図ります。また、地域の方との交流を図ります。	健康福祉課

3ー（3）子育て支援サービスの充実

家庭での子育てを支援するため、地域と行政が協働し、急な用事や子どもが病気の時などに子どもを預けられる一時預かり事業や、ファミリー・サポート・センター事業、病児・病後児保育を実施します。また、養育が一時的に困難になった場合や緊急的に保護を必要とする場合に対応するため、他市町と連携し、子育て短期支援事業（ショートステイ）を実施します。

【基本事業】

事業名	内容	担当課
①一時預かり事業の実施	町内すべての保育園において、利用定員の空きを利用し、柔軟に一時預かり受入れを行います。	健康福祉課
②ファミリー・サポート・センター事業の実施	会員の確保を図りながら、ファミリー・サポート・センター事業について、SNS 等による周知と利用促進を図ります。	健康福祉課
③病児・病後児保育・ショートステイの実施	病児・病後児保育及びショートステイについては、他市町と協定し事業を継続していきます。	健康福祉課

3ー（4）ワーク・ライフ・バランスの推進

子育てしながら働きやすい環境を整えるため、育児休業制度等がとりやすい職場環境づくりが重要です。このため、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた施策の推進に努めます。

【基本事業】

事業名	内容	担当課
①子育てしやすい働き方の推進	事業主に対して、子育てしながら働きやすい職場環境を実現するため育児休業制度や休業給付等制度の普及を促進します。また、ホームページや SNS を活用した制度の周知に努めます。	健康福祉課 総務企画課 商工観光課
②互いに認め合う社会づくり	第2次大紀町男女共同参画計画に基づき、さまざまな機会を通じた意識づくりや情報提供に取り組みます。	総務企画課

基本目標4 子どもが健やかに成長する教育・地域活動

4-（1）生きる力を育む教育の推進

子どもの学力の向上と豊かな心の育成を推進できるよう、教職員の資質の向上に努めるとともに、各学校で創意工夫し地域と連携した教育を推進します。また、子どもの心の問題に十分に対応できるよう、相談体制の充実に努めます。

さらに、安心できる教育環境を整備するため、町内の学校施設の計画的な改修や修繕を進めます。

【基本事業】

事業名	内容	担当課
①教育内容の充実・ 教職員の資質向上	児童・生徒の学力向上に向け、一人ひとりに応じたきめ細かな指導を行うとともに、教師の資質向上のための研修機会の充実に努めます。 また、学習支援員・ALT の充実、ICT 教育の推進を図るとともに、家庭や地域との密接な連携を図り、地域学習や校外学習を推進するなど、それぞれの学校の特性に応じた特色ある教育を目指します。	教育委員会
②読書活動等を通じた 学力の向上	読解力や集中力を身につける朝の読書活動を推進するなど、各学校において子どもの学力を向上するための取組みを推進します。 また、図書購入費を継続的に予算化するとともに、図書館司書を配置することでソフト面の充実を図ります。さらに、図書ネットワークシステムを構築し、学校と町内外図書館の連携により、蔵書検索や本の貸借ができる体制づくりに努めます。	教育委員会
③豊かな心の育成	子どもの豊かな心を育めるよう、地域との連携のもと、子どもの成長段階に合わせた道徳教育や人権教育の充実に努めます。 また、地域との連携のもと、環境学習や地域の歴史や伝統文化、産業等に関する地域教育、福祉活動や環境美化等のボランティア活動を推進し、郷土を愛する心の育成に努めます。	教育委員会

事業名	内容	担当課
④地域に開かれた学校づくりの推進	学校運営に対して地域の意見を反映できるよう、各学校に学校運営協議会を設置し、学校に必要な支援等について協議するとともに、学校評価を公開し、運営改善を図るなど、地域に開かれた学校づくりを目指します。	教育委員会
⑤相談体制の充実	子どものいじめや非行等の問題行動や、不登校やストレス等の心の問題について、一人ひとりの子どもに応じて適切な対応ができるよう、保健室における相談体制の整備を進めます。 また、教職員や心の教育相談員、スクールカウンセラー等の専門家の連携による相談体制の充実や、学校と家庭との連携強化に努めます。 さらに、不登校の子どもについては、奥伊勢教育支援センター（おくいせ教室）と連携した対応を進めます。	教育委員会
⑥安心できる教育環境の整備	子どもが学校において安心して学べるよう、門扉の閉鎖や教職員による部外者への声かけ、校内連絡体制の充実、防犯訓練等、危機管理マニュアルに基づいた防犯対策を推進します。 また、地震や台風、火事等の災害に備えて、避難訓練や緊急時の連絡体制の充実、防災対策に努めるとともに、学校施設の計画的な改修や修繕を推進します。	教育委員会

4ー（２）子どもの健全育成の推進

地域の青少年の非行を未然に防ぐため、青少年育成町民会議を中心に、子どもの健全育成のための自然体験活動、交流活動の機会の提供や、非行防止パトロール、環境浄化活動等を行います。

また、声かけ運動を通じて地域全体で子どもを見守り育成する意識を啓発します。

【基本事業】

事業名	内容	担当課
①非行の未然防止の推進	青少年育成町民会議を中心に、非行防止のためのパトロール活動を推進します。また、携帯電話やインターネットのフィルタリングサービスや、家庭での使用約束を勧めるなど、情報セキュリティの大切さを啓発し、有害情報から青少年を守ります。	教育委員会
②声かけ運動の推進	地域住民の子どもを見守り、必要な指導や支援を行う意識づくりを進めることができるよう、青少年育成町民会議を中心に、地域全体で子どもへの声かけ運動、あいさつ運動を推進します。	教育委員会
③子どもと地域住民が交流できる行事等の推進	地域住民の子どもへの理解と見守り意識の向上を図れるよう、青少年育成町民会議による地域の自然等を利用したレクリエーション活動や、地域の祭りや運動会、環境美化等のボランティア活動等、子どもと地域住民がともに参加し交流する機会の充実に努めます。	教育委員会

4ー（3）子どもの活動・交流機会の充実

地域住民や各種団体の協力のもと、地域の豊かな自然環境を活かした野外活動や各種体験活動の機会を提供するとともに、既存のスポーツ少年団の充実や連携強化、総合型地域スポーツクラブの整備、子どもから高齢者にわたる多世代交流や地域を超えたスポーツ・文化活動を推進します。

また、文化・伝統・芸術活動を推進するため、無形文化財育成への補助金の交付や乳幼児期の子どもたちが絵本に親しむことができるよう、専門家を招いた読み聞かせ会を行います。

【基本事業】

事業名	内容	担当課
①スポーツ少年団活動の推進	活動拠点の確保や指導者の育成に努めるとともに、スポーツ大会やスポーツ教室を開催し、スポーツ少年団活動の活発化に努めます。	教育委員会
②各種体験活動の推進	子どもたちの豊かな成長に欠かせない、多くの人や社会、自然などと直接ふれあうさまざまな体験の機会を提供するため、各年齢層にあった事業・イベントを開催します。また、子どもたちが気軽に安心して参加できるよう、運営組織の強化による活動の体系化と情報提供の充実、安全性の確保に努めます。	教育委員会
③文化・伝統・芸術活動の推進	日頃の成果を発表する場として文化祭を開催するとともに、文化団体と連携した鑑賞会等を開催します。また、引き続き、地域の伝統文化を子どもたちに伝承するとともに、郷土を愛する心を育めるよう、地域の祭りや伝統芸能への子どもの参加を推進します。	教育委員会
④総合型地域スポーツクラブの設立	住民のニーズを十分に考慮しながら、子どもから大人までレベルに応じたさまざまなスポーツを推進する総合型地域スポーツクラブの設置を進めます。	教育委員会
⑤読み聞かせ活動の推進	乳幼児期の子どもたちが絵本に親しむことができるよう、専門家を招いた読み聞かせ会を保育園、小学校で開催します。また、子育て支援センター等とも連携し、子育て中の保護者も受講しやすい環境を整備します。	教育委員会

基本目標5 子育てしやすい地域づくり

5―（１）地域環境の整備

本町では、若者の定住促進を図るため、公営住宅の整備、空き家バンク登録制度を推進します。また、ユニバーサルデザインのまちづくりを推進するため、観光施設等において、スロープ、手すりなどを設置し、誰もが使いやすい公共施設の整備に努めます。

さらに、子どもや子どもを持つ方が暮らしやすい環境づくりを進めるため、子育て家庭に配慮したトイレ等の施設整備を推進するとともに、通園・通学の利便性を図るため、町内の全園、全小中学校で通園・通学バスを運行します。

【基本事業】

事業名	内容	担当課
①公営住宅の整備と定住促進	公営住宅の整備や空き家バンク登録制度等を進めるとともに、町内外からの入居者の募集により、若者の定住促進に努めます。	建設課 総務企画課
②ユニバーサルデザインのまちづくりの推進	公園、観光施設や公衆トイレの出入り口などに、スロープ、手すりなどを設置し、誰もが使いやすい公共施設の整備に努めます。また、観光施設においては、職員のより一層の意識向上を進めます。	健康福祉課 商工観光課
③通園・通学バスの充実	子どもの保育園、学校への送迎を円滑かつ安全に実施し、地域活動への参加促進を図れるよう、効率的な通園・通学バスの運行を推進します。	健康福祉課 教育委員会

5―（2）子どもの居場所の整備

子どもたちが地域で安心してのびのびと活動できるよう、公共施設の有効活用に努めるとともに、学校のグラウンドの開放や保育園の園庭開放、公園の整備等、屋外の遊び場の充実に努めます。

【基本事業】

事業名	内容	担当課
①公共施設の活用	子どもが安心して地域で活動できるよう、町内にあるさまざまな公共施設の有効活用に努めます。また、小学校、中学校のグラウンドや体育館を、放課後や休日に、子どもや町民、スポーツ団体等の各種団体に開放します。	教育委員会
②自然と親しめる公園の活用	大平つつじ山、向井ヶ浜、キャンプ場と併設される自然公園など、豊富な自然資源を有効に利用し、さらなる利用促進につながるよう、PR活動や自然を利用したイベント等の開催に努めます。	商工観光課
③保育園の園庭開放【再掲】	子どもの安全な遊び場を確保し、保育園と未就園児の関わりをつくるため、園庭開放に積極的に取り組みます。	健康福祉課



5—（3）子どもの安全の確保

地域で子どもを見守る体制づくりを住民・地域・行政などさまざまな関係団体が連携しながら進め、子どもが安心して通行できる道路環境整備や交通安全教育の推進、交通安全意識の啓発、防犯対策を推進します。

【基本事業】

事業名	内容	担当課
①道路環境の整備	子どもが自転車や徒歩で学校や公共施設、公園等に安全に移動できるよう歩道の設置に努めるとともに、学校との連携により、危険箇所の調査を実施し、安全性に配慮した道路環境の整備に努めます。	建設課
②交通安全対策の推進	保育園、小学校、所轄警察との連携により、さまざまな行事を通じて交通安全教育を推進します。	健康福祉課 教育委員会
③防犯体制の充実	計画的な防犯灯の整備、防犯ブザーの配布等を継続的に行うとともに、防犯運動や講習会、広報活動などを関係機関と一体となって展開します。また、保育園、小中学校で実施している保護者向け携帯連絡網サービス「きずなネット」を有効に活用します。	防災安全課 健康福祉課 教育委員会

第5章 事業量の見込みと確保方策

1 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域の設定

子ども・子育て支援法に基づく国の基本指針では、市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況、その他の条件を総合的に勘案して、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（教育・保育提供区域）を定める必要があります。

教育・保育提供区域ごとに定める必要利用定員総数が、今後の施設・事業整備量の指標となることや、地域のきめ細かい教育・保育ニーズに対応していくには広域での調整を図っていくことが求められることから、本町では、教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業ともに町内全域を圏域として設定します。

教育・保育事業	区域設定
1号認定（3～5歳・教育）	町内全域
2号認定（3～5歳・教育、保育）	
3号認定（0～2歳・保育）	
地域子ども・子育て支援事業	区域設定
①延長保育事業	町内全域
②放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	
③子育て短期支援事業（ショートステイ）	
④地域子育て支援拠点事業	
⑤一時預かり事業	
⑥病児・病後児保育事業	
⑦子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）	
⑧利用者支援事業	
⑨乳児家庭全戸訪問事業	
⑩養育支援訪問事業	
⑪妊婦一般健康診査	
⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業	
⑬多様な事業者の参入促進・能力活用事業	
⑭子育て世帯訪問支援事業	
⑮児童育成支援拠点事業	
⑯親子関係形成支援事業	
⑰妊婦等包括相談支援事業	
⑱乳児等通園支援事業	
⑲産後ケア事業	

2 教育・保育施設の量の見込みと確保の方策

子ども・子育て支援サービスの見込み量について、教育・保育提供区域の計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）」は、町に居住する子どもの「認定こども園」、「幼稚園」、「保育所」、「認可外保育施設」等の「現在の利用状況」＋「ニーズ調査結果」を踏まえて設定します。

設定した「量の見込み」に対応するよう、教育・保育提供区域に、「教育・保育施設（認定こども園、幼稚園、保育所）による確保の内容及び実施時期（確保方策）」を設定します。

1号認定〔3～5歳児〕

事業の概要			3～5歳児で保育の必要性がない子ども（主に、家庭が専業主婦（夫）または短時間のパートタイム就労など）に対し、就学前教育を実施します。				
			実施時期				
			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み			0人	0人	0人	0人	0人
現在の実施状況			●就学前教育は実施していない。				
B 確保方策	特定教育・保育施設	自町	0人	0人	0人	0人	0人
		他市町	0人	0人	0人	0人	0人
B－A			0人	0人	0人	0人	0人
確保方策の内容			町内に提供体制がないため、希望者が出た場合は、近隣市町への委託によって、幼稚園及び認定こども園での受入れを進めます。				

2号認定〔3～5歳児〕（教育ニーズ）

事業の概要	3～5歳児で保育の必要性はあるが幼稚園教育の希望が強いと想
-------	-------------------------------

	定される子どもに対し、就学前教育を実施します。
--	-------------------------

		実施時期				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み		0人	0人	0人	0人	0人
現在の実施状況		●就学前教育は実施していない。				
B 確保方策	特定教育・ 保育施設	0人	0人	0人	0人	0人
B-A		0人	0人	0人	0人	0人
確保方策の内容		2号認定の教育ニーズはなかったが、今後教育ニーズがあった場合は近隣市町への委託によって、幼稚園及び認定こども園での受入れを進めます。				

2号認定〔3～5歳児〕（保育の実施）

事業の概要	3～5歳児で保育の必要な子ども（主に、両親が共働きまたは長時間のパートタイム就労など）に対し、保育を実施します。
-------	--

		実施時期				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み		49人	49人	40人	40人	37人
現在の実施状況		●町内公立保育園4か所で実施。				
B 確保方策	特定教育・ 保育施設	180人	180人	180人	180人	180人
B－A		131人	131人	140人	140人	143人
確保方策の内容		町内の公立保育園4か所で受け入れます。				

3号認定〔0歳児〕

事業の概要	0歳児で保育の必要な子ども（主に、両親が共働きまたは長時間のパートタイム就労など）に対し、保育を実施します。
-------	--

		実施時期				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み		4人	3人	3人	3人	3人
現在の実施状況		●町内の公立保育園4か所で実施。				
B 確保 方策	特定教育・ 保育施設	15人	15人	15人	15人	15人
B－A		11人	12人	12人	12人	12人
確保方策の内容		町内の公立保育園4か所で受け入れます。				

3号認定〔1歳児〕

事業の概要	1歳児で保育の必要な子ども（主に、両親が共働きまたは長時間のパートタイム就労など）に対し、保育を実施します。
-------	--

		実施時期				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み	1歳児	9人	11人	11人	10人	9人
現在の実施状況		●町内の公立保育園4か所で実施。				
B 確保方策	特定教育・ 保育施設	35人	35人	35人	35人	35人
B－A		26人	24人	24人	25人	26人
確保方策の内容		町内の公立保育園4か所で受け入れます。				

3号認定〔2歳児〕

事業の概要	2歳児で保育の必要な子ども（主に、両親が共働きまたは長時間のパートタイム就労など）に対し、保育を実施します。
-------	--

		実施時期				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の 見込み	2歳児	15人	11人	13人	12人	12人
現在の実施状況		●町内の公立保育園4か所で実施。				
B 確保 方策	特定教育・ 保育施設	40人	40人	40人	40人	40人
B－A		25人	29人	27人	28人	28人
確保方策の内容		町内の公立保育園4か所で受け入れます。				

計画期間における保育利用率の目標値（3号に該当する子どもに占める保育の利用定員数の割合）

人口	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳	14	13	12	11	11
1歳	12	15	14	13	12
2歳	16	11	14	13	12
合計	42	39	40	37	35
確保方策	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳	15	15	15	15	15
1～2歳	75	75	75	75	75
合計	90	90	90	90	90
保育利用率	46.6%	43.3%	44.4%	41.1%	38.8%

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の方策

教育・保育提供区域に、計画期間における「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」

を定めます。

町に居住する子どもの現在の「地域子ども・子育て支援事業」の「現在の利用状況」＋「ニーズ調査結果」を踏まえて設定します。

教育・保育提供区域に設定した「量の見込み」に対応するよう、事業ごとに「地域子ども・子育て支援事業の確保の内容及び実施時期（確保方策）」を設定します。

① 延長保育事業

事業の概要	11 時間の開所時間を超えて保育を実施します。
-------	-------------------------

	実施時期				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み	0人	0人	0人	0人	0人
現在の実施状況	●午前7時～午後7時までの 12 時間開所しているが、11 時間を超える利用はほとんどない。				
B 確保方策	30人	30人	30人	30人	30人
B－A	30人	30人	30人	30人	30人
確保方策の内容	保育士の確保を図りながら、町内の公立保育園4か所で受け入れます。				

② 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

事業の概要	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生に対し、放課後に適切な遊びや生活の場を提供し、その健全育成を図ります。
-------	--

		実施時期				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の 見込み	1年生	16人	11人	14人	10人	11人
	2年生	16人	15人	10人	13人	9人
	3年生	7人	14人	13人	9人	11人
	4年生	19人	5人	10人	10人	7人
	5年生	16人	15人	4人	8人	8人
	6年生	11人	12人	11人	3人	6人
	合計	85人	72人	62人	53人	52人
現在の実施状況		●町内5か所で実施。				
B 確保方策		150人	150人	150人	150人	150人
B－A		65人	78人	88人	97人	98人
確保方策の内容		支援員の確保を図りながら、町内5か所で実施します。				

③ 子育て短期支援事業（ショートステイ）

事業の概要	保護者の病気などの理由により、養育が一時的に困難となった場合や緊急一時的に保護を必要とする場合に、児童養護施設などで子どもを一時的に養育または保護します。
-------	---

	実施時期				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み	0人	0人	0人	0人	0人
現在の実施状況	●伊勢市の施設に委託し実施。				
B 確保方策	14人	14人	14人	14人	14人
B－A	14人	14人	14人	14人	14人
確保方策の内容	養育が一時的に困難になった場合や緊急的に保護を必要とする場合に対応するため、町外施設に委託し実施します。				

④ 地域子育て支援拠点事業

事業の概要	子育て支援の拠点として、親子が気軽に集える場の提供と、子育ての負担感の軽減と不安感の解消を目指し、子育て相談や情報提供を行います。
-------	---

	実施時期				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み	116人	108人	111人	102人	97人
現在の実施状況	●町内の子育て支援センター（すくすく・きらり）2か所で実施。 ※ここでの見込みは1か月あたりの延べ利用人数。				
B 確保方策	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
確保方策の内容	支援員の確保を図りながら、町内2か所の子育て支援センターで実施します。				

⑤ 一時預かり事業（幼稚園型）

事業の概要	幼稚園在園児の保護者の就労時間等の都合によって、降園時間後も引き続き預かります。
-------	--

		実施時期				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み	1号認定による利用	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
	2号認定による利用	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
	合計	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
現在の実施状況		●幼稚園（就学前教育）は実施していない。				
B 確保方策		0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
B－A		0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
確保方策の内容		希望があった場合は近隣市町への委託による幼稚園及び認定こども園での受入れ先において対応してもらえるよう協議します。				

一時預かり事業（幼稚園型以外（ファミリー・サポート・センター事業含む。）

事業の概要	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった子どもを一時的に預かります。
-------	---

		実施時期				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み		22人日	21人日	20人日	19人日	18人日
現在の実施状況		●町内公立保育園4か所で実施。 ●ファミリー・サポート・センター事業 （令和6年度） 依頼会員 3人、提供会員 7人				
B 確保方策	一時預かり事業	350人日	350人日	350人日	350人日	350人日
	ファミリー・サポート・センター事業	5人日	5人日	5人日	5人日	5人日
	合計	355人日	355人日	355人日	355人日	355人日
B－A		333人日	334人日	335人日	336人日	337人日
確保方策の内容		町内の公立保育園4か所及びファミリー・サポート・センター事業で実施します。				

⑥ 病児・病後児保育事業

事業の概要	保護者の就労等の都合により、病気の回復期にある集団保育を受けることが困難な子どもを、専用施設で一時的に預かり安静を確保し保育します。
-------	--

		実施時期				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み		3人	3人	3人	3人	3人
現在の実施状況		●伊勢市との協定により委託実施。				
B 確保 方策	病児保育事業	21人	21人	21人	21人	21人
	ファミリー・サポート・センター事業	0人	0人	0人	0人	0人
	合計	21人	21人	21人	21人	21人
B－A		18人	18人	18人	18人	18人
確保方策の内容		伊勢市との協定により、かんだ小児科「病児・病後児保育えんぜる」に委託し実施しています。				

⑦ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）（就学児）

事業の概要	家庭において子どもの世話が一時的に困難となった小学生を一時的に預かります。
-------	---------------------------------------

	実施時期				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み	2人	2人	2人	2人	2人
現在の実施状況	●ファミリー・サポート・センター事業 （令和6年度） 依頼会員 3人、提供会員 7人				
B 確保方策	5人	5人	5人	5人	5人
B－A	3人	3人	3人	3人	3人
確保方策の内容	利用促進を図るため、積極的に周知活動をし、会員の増加に努めます。				

⑧ 利用者支援事業

事業の概要	教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業を円滑に利用できるよう、情報提供や相談、助言等を行います。
-------	--

		実施時期				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み	基本型・特定型	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所
	こども家庭センター型	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
	合計	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
現在の実施状況		●平成30年4月に子育て世代包括支援センター「たいきっこ」を健康福祉課内に設立し、保健師等が実施している。				
B 確保方策	基本型・特定型	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所
	こども家庭センター型	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
	合計	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
B－A		0か所	0か所	0か所	0か所	0か所
確保方策の内容		子育て世代包括支援センター「たいきっこ」で実施しています。今後、こども家庭センターに移行し実施します。				

⑨ 乳児家庭全戸訪問事業

事業の概要	生後4か月までの乳児がいる家庭を、保健師が訪問し、子育てに関する相談や支援が必要な人への、適切なサービスの提供につなげています。
-------	--

	実施時期				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み	14人	13人	12人	11人	11人
現在の実施状況	●保健師による訪問を実施。				
確保方策の内容	保健師による全戸訪問を実施します。				

⑩ 養育支援訪問事業

事業の概要	養育支援が特に必要な家庭に対し、適切な養育の実施を確保するため、保健師などが訪問し、養育に関する指導、助言、育児援助等を行います。
-------	---

	実施時期				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み	2件	2件	1件	1件	1件
現在の実施状況	●支援の必要な家庭に対し、保健師などによる訪問を実施。 (令和5年度) 実施実績 1人				
確保方策の内容	支援の必要な家庭に対し、保健師などによる訪問を実施します。				

⑪ 妊婦一般健康診査

事業の概要	安心して妊娠、出産ができるよう妊婦一般健康診査にかかる費用を助成することにより、妊婦の健康管理の充実を図ります。
-------	--

		実施時期				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の 見込み	人数	14人	13人	12人	11人	11人
	検診回数	174回	161回	149回	137回	137回
現在の実施状況		●県内の医療機関等に委託し、妊娠中の健康診査に対する費用助成を実施。 ※ここでの見込みは1年間延べ検診回数。				
確保方策の内容		県内の医療機関等に委託し、妊娠中の健康診査に対する費用助成を実施します。				

⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

事業の概要	教育・保育施設等を利用する保護者の世帯の所得等の事情を勘案して、市町村が定める基準に該当する場合に、施設での実費徴収に係る費用を助成する事業です。
確保方策の内容	国から示される事業の詳細等を踏まえ、状況に応じて事業実施を検討します。

⑬ 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

事業の概要	教育・保育施設等への民間事業者の参入促進に関する調査研究・多様な事業者の能力を活用した施設の設置・運営を促進するための事業です。
確保方策の内容	国から示される事業の詳細等を踏まえ、状況に応じて事業実施を検討します。

⑭ 子育て世帯訪問支援事業

事業の概要	家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぎます。
確保方策の内容	国から示される事業の詳細等を踏まえ、状況に応じて事業実施を検討します。

⑮ 児童育成支援拠点事業

事業の概要	養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供します。
確保方策の内容	国から示される事業の詳細等を踏まえ、状況に応じて事業実施を検討します。

⑯ 親子関係形成支援事業

事業の概要	児童との関わり方や子育てに悩み・不安を抱えた保護者が、親子の関係性や発達に応じた児童との関わり方等の知識や方法を身につけるため、当該保護者に対して、講義、グループワーク、個別のロールプレイ等を内容としたペアレント・トレーニング等を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けることで、健全な親子関係の形成に向けた支援を行います。
確保方策の内容	国から示される事業の詳細等を踏まえ、状況に応じて事業実施を検討します。

⑰ 妊婦等包括相談支援事業

事業の概要	妊婦等に対して面談その他の措置を講ずることにより、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行います。
-------	---

	実施時期				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み	42回	39回	36回	33回	33回
現在の実施状況	●伴走型相談支援として、妊娠届出時、妊婦訪問、赤ちゃん訪問時の面談や、その後の継続的な情報発信などを実施しています。				
確保方策の内容	妊婦のための支援給付とともに、相談、情報提供を効果的に組み合わせて行います。				

⑱ 乳児等通園支援事業

事業の概要	保育所等の施設で、子どものための教育・保育給付を受けていない乳児または満3歳未満の幼児に、適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、当該乳児または幼児及びその保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための当該保護者との面談並びに当該保護者に対する子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行います。令和8年度より「子ども・子育て支援法」における「乳児等のための支援給付」となる予定です。
-------	--

		実施時期				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み	必要受入 時間数（月）	—	140時間	130時間	120時間	110時間
	必要定員数	—	1人	1人	1人	1人
現在の実施状況		●乳児等通園支援事業の実施はないが、令和8年度実施予定。				
確保方策の内容		国から示される事業の詳細等を踏まえ、事業を実施します。				

⑲ 産後ケア事業

事業の概要	出産後の産婦と乳児を対象に体や心のケア、授乳支援、育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができるよう支援する事業します。
-------	---

		実施時期				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み	訪問型		1	1	1	1
	通所型	1	1	1	1	1
	宿泊型	1	1	1	1	1
現在の実施状況		●実施機関に委託し、事業を実施				
確保方策の内容		伊勢地区医師会及び三重県助産師会新伊勢分会へ委託し実施します。				

第6章 総合的な子どもの放課後対策の推進

1 放課後対策の目標事業量及び取り組み方針

(1) 放課後児童クラブの令和11年度に達成されるべき目標事業量

令和6年度現在において、町内4小学校区で5か所開設されており、定員の合計は150人となっています。今後については、支援員の確保を図りながら、引き続き町内5か所で実施します。

	令和6年度（現状）	令和11年度（目標）
放課後児童クラブ （定員、施設数）	定員 150 人 5か所	定員 150 人 5か所

(2) 放課後子ども教室の令和11年度までの整備計画

令和6年度現在、町内すべての小学校区において、放課後子ども教室は開設していません。将来的な放課後子ども教室の設置に向けては学校・地域の協力がなくては困難であるため、今後は必要性を周知するとともに地域の人々の意見を聞きながら、セキュリティや学校運営等さまざまな角度から課題等の検証を行い、モデル校を指定して試験的に1か所での設置に向けて進めていきます。

	令和6年度（現状）	令和11年度（目標）
放課後子ども教室 （か所数）	0か所	1か所

(3) 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の令和11年度に達成されるべき目標事業量

すべての児童の安全・安心な居場所を確保するため、同一の小学校の敷地内等で実施する放課後児童クラブと放課後子ども教室が一体的に取り組めるよう地域・学校・教育委員会・健康福祉課で協議・検証し、モデル校を指定し試験的に1か所での設置に向けて進めていきます。

	令和6年度（現状）	令和11年度（目標）
一体型の放課後児童クラブ 及び放課後子ども教室	0か所	1か所

（４）放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の一体的な、または連携による実施に関する具体的な方策

一体的な、または連携による実施のために、どのような運営方法ができるのか等について、運営委員会等でモデル設定を行い検討していきます。

（５）小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室への活用に関する具体的な方策

小学校の状況を見据えながら、学校及び地域、教育委員会、健康福祉課等が、各々の地域において余裕教室等の利用についての協議を行っていきます。

（６）放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施にかかる教育委員会と健康福祉課の具体的な連携に関する方策

地域の実情に応じた効果的な放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施に関する検討の場として、『放課後子ども総合プラン』の中で求められている運営委員会を設置していくにあたり、教育委員会と健康福祉課が一層連携し、地域や学校等の協力も得ながら進めていきます。

（７）地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間の延長にかかる取組み

保護者のニーズ把握を適宜行い、必要に応じて延長に向けた協議を行っていきます。

２ 放課後対策の推進体制

教育委員会と健康福祉課が連携を深め、学校の教職員や放課後児童クラブ、放課後子ども教室の関係者との間で共通理解や情報共有を図るとともに、学校施設の使用計画や活用状況等について、十分に協議を行い、教育委員会と健康福祉課の双方が責任を持つしくみとなるよう、適切な体制づくりに努めます。

第7章 計画の推進にあたって

1 教育・保育の一体的提供と教育・保育の連携推進

（１）認定こども園の普及にかかる基本的考え方

教育・保育の一体的提供の推進を図るために、認定こども園については、本町としてもニーズを考慮しながら、町の施設について制度移行を検討します。具体的な認定こども園の設置数、設置時期等については、今後、保護者や地域、町内の保育園、関係部局等と協議を行い、認定こども園の設置場所を検討するにあたっては、既存の保育園の状況や地域バランスを考慮しながら配置を検討します。

（２）教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の推進にあたっての連携等について

本町における教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の推進にあたっては、その量の確保と同時に、質の向上が図られるよう、認可や確認における町の関与に際して、適切な指導及び助言等を行うとともに、事業を担う事業者間での課題や情報の共有化を図り、総体として本町の子ども・子育て支援事業の最適化が図られるよう、町及び事業所どうしの連携の強化を図ります。

また、就学を迎える子どもがスムーズに学校生活に入れるよう、保育園・小学校の子どもとの交流や、教員どうしの交流の場づくりを進めることで、保育園と小学校との連携をより一層強化し、相互の情報共有を図ります。

さらに、０～２歳児における保育の取組みから、３～５歳児における教育・保育の取組みへのつながりがスムーズに行われ、子どもについての情報が適切に引き継がれ共有されるよう連携の強化を図ります。

2 子ども環境を取り巻く国際化への対応

国際化の進展に伴い、教育・保育施設等において円滑な教育・保育等の利用ができるよう、就園に必要な手続き・園児募集の状況等の外国語によるホームページへの掲載など保護者及び教育・保育施設等に対し必要な支援を行います。

3 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施

全国で令和元年 10 月からスタートした幼児教育・保育の無償化に伴い、子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園や認可外保育施設等を利用する方が無償化の対象となるためには、「子育てのための施設等利用給付認定」を受ける必要があります。本町では、公正かつ適正な支給の確保とともに、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、円滑な給付方法を検討し、実施します。

4 計画の推進体制

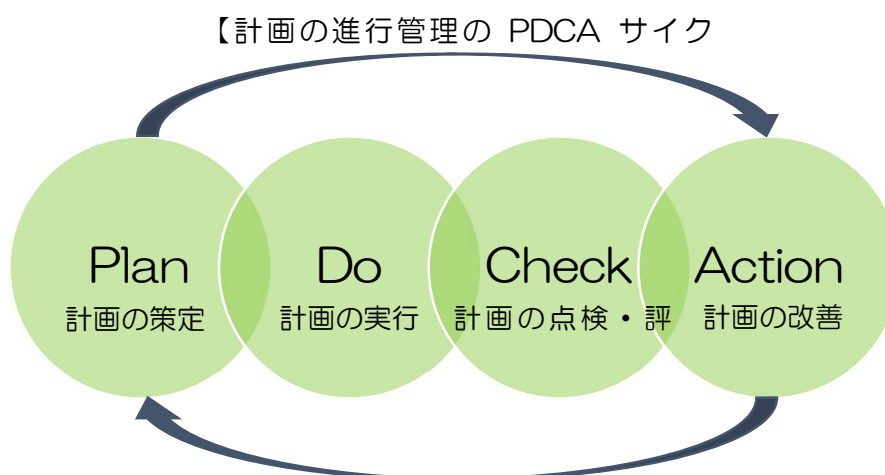
本計画はすべての子どもと子育て家庭を対象とした子育て支援を総合的に推進する計画であり、計画の推進にあたっては、施策に関わる関係部局が連携・協力し横断的な取組みを積極的に進めます。

また、子ども・子育てに関わる施策は、保健・福祉・医療・教育等、さまざまな分野にわたっています。このため、町民、保育所・学校等、地域、企業、行政などと連携を図り、子どもと子育て家庭に関する問題やニーズを把握して子育て支援に努めます。

5 計画の進行管理

「大紀町子ども・子育て会議」において、各年度における施策の実施状況について点検・評価し、これに基づいた事業計画の見直しや改善等を図ります。

また、必要に応じて、計画期間の中間年を目安として、計画の見直しを実施するとともに、計画の進捗状況をホームページ等で公表します。



参考資料

1 大紀町子ども・子育て会議設置要綱

(目的)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という）第77条第1項の規定に掲げる事務を処理するため、子ども・子育て関係者等から広く意見を聴取するための合議制の機関として、大紀町子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌)

第2条 会議は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 法第77条第1項各号に掲げる事務を処理すること。
- (2) 大紀町次世代育成支援行動計画の評価等に関すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援に関すること。

(組織)

第3条 会議は、委員15人以内で組織する。

2 会議は、次に掲げる者の中から、町長が委嘱し、又は任命する委員をもって構成する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 学歴経験のある者
- (4) その他町長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げないものとする。

2 委員に欠員が生じたときは、前任者の残任期間をもって町長は新たな委員を委嘱、又は任命する。

(会長及び副会長)

第5条 会議に会長及び副会長をそれぞれ1名置く。

2 会長及び副会長の選出は、委員の互選により定めるものとする。

3 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第6条 会議は、会長が必要に応じて召集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席をもって成立するものとする。

3 議長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(傍聴の取扱い)

第7条 会議は、議長の許可を得た者が傍聴することができる。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、健康福祉課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営について必要な事項は会長が定める。

2 令和6年度 大紀町子ども・子育て会議委員名簿

【委員】

NO	役職名	氏名	備考
1	大紀町民生委員児童委員協議会 会長	森岡 正文	会長
2	大紀町民生委員児童委員協議会 主任児童委員代表	辻 千香子	副会長
3	大宮小学校 校長	加藤 真也	
4	七保小学校 PTA 会長	野田 和也	
5	大紀保育園 園長	服部 菊子	
6	錦あおぞら保育園保護者会長	糸川 慎大	
7	子育て支援センター「すくすく」支援員	谷口 満穂	
8	放課後児童クラブ「ちゃまっこ」支援員	間井 康子	
9	大紀町社会福祉協議会 事務局長	村田 裕穂	
10	教育委員会事務局長	西村 剛	

3 大紀町子ども・子育て支援事業計画 策定経過

日付	内容
令和6年9月2日～17日	「子育て支援に関するアンケート調査」を実施 ・就学前児童調査 ・小学校児童調査
令和7年2月19日	令和6年度第1回大紀町子ども・子育て会議 ・これまでの策定経過 ・アンケート調査結果の報告 ・第3期大紀町子ども・子育て支援事業計画（案）の検討
令和7年2月26日～ 令和7年3月7日	「第3期大紀町子ども・子育て支援事業計画（案）に関するパブリックコメント」を実施
令和7年3月12日	「第3期大紀町子ども・子育て支援事業計画（案）に関するパブリックコメント」実施結果の確認 「第3期大紀町子ども・子育て支援事業計画（最終案）」の確認

4 用語解説

あ行

1号認定

満3歳以上の学校教育のみ（保育の必要性なし）の認定を受けた就学前子ども。（子ども・子育て支援法第19条における認定区分）

育児休業

法律に基づいて労働者が育児のために一定期間取得できる休業。また、その制度。養育する1歳に満たない子の育児について、事業主に申し出ることで取得できる。育児休業を希望した場合、原則として企業は断ることができない。

一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、保育所、認定こども園、幼稚園、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業。

延長保育

保育所、認定こども園等において、仕事の都合などで通常の開所時間での迎えができない家庭のために、延長して保育を行う事業。

園庭開放地域の子どもと園児と一緒に遊べる場として保育園の園庭を開放すること。

か行

休日保育

保護者の就労形態などで、休日（日曜・祝日）に家庭での保育ができない場合、保育所、認定こども園等で子どもを預かる保育のこと。

合計特殊出生率

一人の女性が一生の間に産む子の数を示すもので、15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計することで算出される。

コーホート変化率法

各コーホート（同じ年または同じ期間に生まれた人々の集団のことを指す）について、過去における実績人口から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法である。

子育て支援センター

子育て支援のための地域の総合的拠点。乳幼児及び保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、関連機関の紹介、子育てサークルの活動支援などを行う。平成5年度に国の事業として創設された。

子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業。

子ども・子育て会議

子ども・子育て支援法に基づき、子育て支援の政策に参画、関与するため、平成25年4月に内閣府に設置された審議会。また、平成25年4月以降に国の規定と同じく、地方版子ども・子育て会議が条例で設置され、市町村、都道府県の教育、保育施設や地域型保育事業などの施策に関し、地域のニーズを反映する役割を担っている。

子ども・子育て関連3法

平成24年8月に成立した、幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、地域の子ども・子育て支援の充実を目的とした、「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正法」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の3つの法律の総称。

子ども・子育て支援事業計画

5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画をいい、新制度の実施主体として、特別区を含めた全市町村が作成することになる。（子ども・子育て支援法第61条）

子ども・子育て支援法

認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付や小規模保育等への給付を創設するとともに、地域の子ども・子育て支援の充実を図るため、平成24年8月に可決・成立し、公布された。

子どもの貧困

子どもの貧困とは、等価可処分所得の中央値の50%以下の所得で暮らす相対的貧困の17歳以下の子どもの存在及び生活状況をいい、一般的な水準の半分にも満たない水準で暮らしている子どもたちがどれだけいるのかということを指す。

さ行

3号認定

満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども（保育を必要とする子ども）。（子ども・子育て支援法第19条における認定区分）

次世代育成支援行動計画

次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく計画であり、すべての子どもと子育て家庭を対象に、社会全体の協働の下、子どもが健やかに生まれ育つための次世代育成支援に関する取組みの目標や方向性を示す計画。

児童虐待

保護者が子どもの心身を傷つけること。身体的な暴行のほか、わいせつ行為、著しい食事制限や長時間の放置などの育児放棄（ネグレクト）、心に傷を与える言動なども含まれる。

児童相談所

児童の福祉増進のため、児童福祉法に基づいて都道府県に設置される機関。児童の生活全般に関して保護者や学校からの相談に応じ、児童や家庭について調査や判定を行って、必要な指導や措置をとる。

児童手当

児童手当法に基づき、児童を養育している者に支給される手当。所得が一定額以下で、小学校修了前（18歳到達後の最初の3月31日まで）の児童を養育する者が対象。

児童の権利条約

18歳未満を「児童」と定義し、国際人権規約において定められている権利を児童について押し広げ、児童の人権の尊重及び確保の観点から必要となる詳細かつ具体的な事項を規定したもの。平成元年の第44回国連総会において採択され、平成2年に発効した。日本は平成6年に批准した。

児童扶養手当

児童扶養手当法に基づき、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給される手当。父と死別、あるいは両親が離婚、母が非婚などで生まれた児童に対し、養育者に支給される。支給対象児童は18歳未満。

主任児童委員

児童委員は、地域子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行うものであり、そのなかで、一部の児童委員は児童に関することを専門的に担当する「主任児童委員」の指名を受けている。

食育

食に関する教育。食料の生産方法やバランスのよい摂取方法、食品の選び方、食卓や食器などの食環境を整える方法、さらに食に関する文化など、広い視野から食について教育すること。

食生活改善推進協議会

食生活改善推進員が集まり、「食」に関するボランティア活動を行うことによって、食生活改善に対する正しい考え方と知識を普及し、住民の健康づくりに役立つことを目的に活動している。

スクールカウンセラー

心の問題に対応するため、学校に配置される専門家。学校において、いじめや不登校、さまざまな悩みの相談に応じ、助言をするなど心のケアを行う。親や教師だけでは受け止めることのできない領域を、第三者となるスクールカウンセラーで補わせることが目的である。

総合型地域スポーツクラブ

地域のスポーツ施設（学校体育施設や公共スポーツ施設など）を拠点にして、一つの種目だけでなく多様なスポーツ種目を楽しみ、地域住民が自ら「運営委員会」を組織して主体的に運営するスポーツクラブのこと。

総合計画

地方自治体が策定する、自治体のすべての計画の基本となる、行政運営の総合的な方針を定める計画であり、長期展望を持つ計画的、効率的な行政運営の指針などが盛り込まれる。おおむね 10 年間程度の地域づくりの方針を示す「基本構想」を受けて、5年程度の行政計画を示す「基本計画」、3年間程度の具体的施策を示す「実施計画」の3つを合わせて総合計画という。

た行

低年齢児保育

乳児保育と呼ばれていたもののことで、0～2歳児を対象とした保育のこと。

テレワーク

情報通信機器を利用して、自宅や会社以外の場所で事業所から任された仕事を行う勤務形態。育児や介護など、個々人の事情に応じながら、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を実現する働き方として期待される。

特定教育・保育施設

市町村長が施設型給付費の支給対象施設として確認する「教育・保育施設」をいう。施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれない。

特定妊婦

特定妊婦とは、出産後の子どもの養育について、出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦のことをいう。具体的には、不安定な就労等収入基盤が安定しないことや家族構成が複雑、親の知的・精神的障がいなどで育児困難が予測される場合などがある。

特別児童扶養手当

障がい児への扶養手当。この制度は昭和39年に20歳未満の重度精神薄弱（精神遅滞）児扶養手当として発足したが、昭和41年に法律改正し、精神または身体に著しい障がいのある児童を扶養する者に対象が拡大され、名称も〈特別児童扶養手当〉に改められた。

な行

2号認定

満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども（保育を必要とする子ども）。（子ども・子育て支援法第19条における認定区分）。

乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業。

認可外保育施設

児童福祉法第35条第3項に基づき区市町村が設置を届け出た、または同条第4項に基づき民間事業者等が都道府県知事の認可を受け設置した「認可保育所」以外の子どもを預かる施設（保育者の自宅で行うもの、少人数のものを含む。）の総称。

認定こども園

保護者が働いているかどうかに関わらず、小学校就学前の子どもに教育・保育を一体的に提供する機能と、地域における子育て支援として相談活動や親子の集いの場の提供などを行う機能を合わせ持つ施設。

妊婦一般健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測・保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業。

は行

ハイリスク家庭

児童虐待に至る危険の高い家庭のこと。

パブリックコメント

行政機関が政策の立案などを行う際に、その案を公表して広く意見を求め、これらについて提出された意見などを考慮して最終的な意思決定を行う一連の手続きのこと。

ひとり親家庭等医療費助成

ひとり親家庭等に該当すると認定された世帯の保護者と児童が病院や診療所で診療を受けた時に、健康保険の自己負担分を自治体が助成する制度。

病児・病後児保育事業

病児及び病後児について、病院、保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等をする事業。

ファミリー・サポート・センター

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業。

放課後子ども教室

放課後や週末に子どもたちの居場所をつくるため、すべての子どもを対象に、校庭や教室を開放し、地域住民の協力によってスポーツや文化活動ができるようにする取り組み。

放課後子ども総合プラン

共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、すべての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の計画的な整備等を進めることを目的とした国の計画。

放課後児童クラブ

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に児童館や小学校の余裕教室等を利用して設置する、適切な遊び及び生活の場のこと。

ま行

民生委員・児童委員

「民生委員」は、民生委員法に基づいて厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員であり、社会福祉の増進のために、地域住民の立場から生活や福祉全般に関する相談・援助活動を行っている。また、すべての民生委員は児童福祉法によって「児童委員」も兼ねており、妊娠中の心配ごとや子育ての不安に関するさまざまな相談に応じるなど支援をしている。

や行

ユニバーサルデザイン

「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障がいの有無などに関わらず、最初からできるだけ多くの人々が利用可能であるようにデザインすること。

養育支援訪問事業（育児支援家庭訪問事業）

子育てに不安を抱えていたり、さまざまな理由で子どもの養育に支援を必要としている家庭に対して、市町村が実施主体となって、保健師・助産師・保育士・ヘルパーなどを派遣し、育児や家事を手助けしたり教えたりする事業。

要保護児童等対策地域協議会

虐待を受けている子どもやさまざまな問題を抱えている要保護児童、もしくは要支援児童及びその保護者または特定妊婦の早期発見や適切な保護等を図るために、地域の関係機関が子ども等に関する情報等を共有し、連携と協力により適切な支援を行うために設置された機関。

ワークシェアリング

従来1人でやっていた仕事、またはひとまとまりの仕事を、複数の人で分け合って行うという考え方。

ワーク・ライフ・バランス

仕事と生活の調和のことで、性別や年齢に関係なく、仕事と生活全般（家庭生活だけでなく、地域活動やボランティア、趣味、学習などのさまざまな活動を含む）のバランスをとろうとする考え方、またはバランスがとれた状態のこと。

～第3期大紀町子ども・子育て支援事業計画～

策定／令和7年3月

発行／大紀町

編集／大紀町健康福祉課

〒519-2703

三重県度会郡大紀町滝原1610-1

T E L 0598-86-2216

F A X 0598-86-3276